

平成28年度 第3回京都市上下水道事業経営審議委員会

次 第

開催日 平成28年12月12日(月)
開催時間 午前10時～12時(終了予定)
開催場所 京都市上下水道局本庁舎 別館1階研修室

1 開 会

- (1) 出席者確認
- (2) 進行の確認, 会議の公開について

2 議 題

経営ビジョンの策定について

3 報 告

- (1) 平成28年9月市会について
- (2) 平成28年度京都市上下水道局事業推進方針上半期進捗状況について
- (3) 水道施設維持負担金制度(仮称)の創設に関する市民意見募集結果について
- (4) 上下水道局太秦庁舎(新庁舎)店舗スペース出店事業者の決定について
- (5) 「琵琶湖疏水通船復活」平成28年秋の試行事業について
- (6) 日本水道協会 平成28年度全国会議の開催について

4 今後の予定

5 閉 会

< 配付資料 >

次第

委員等名簿

配席図

- 資料1 京都市上下水道事業経営審議委員会設置要綱
- 資料2 京都市上下水道事業経営審議委員会の会議の公開に関する要領
- 資料3 平成28年度第1回京都市上下水道事業経営審議委員会議事録
- 資料4 (資料4-1) 経営ビジョンの策定について
(資料4-2) 経営ビジョン策定検討部会の設置について(案)
- 資料5 平成28年9月市会について
(別添資料) 上下水道局からのお知らせ
- 資料6 平成28年度京都市上下水道局事業推進方針上半期実施状況
- 資料7 水道施設維持負担金制度(仮称)の創設に関する市民意見募集結果について
- 資料8 上下水道局太秦庁舎(新庁舎)店舗スペース出店事業者の決定について
- 資料9 「琵琶湖疏水通船復活」平成28年秋の試行事業について
- 資料10 日本水道協会 平成28年度全国会議の開催について

平成28年度 第3回京都市上下水道事業経営審議委員会委員等名簿

審議委員会委員

(五十音順, 敬称略)

氏名	役職等	出欠
いちばら たみこ 市原 民子	京都市地域女性連合会常任委員	出席
おくはら つねおき 奥原 恒興	京都商工会議所専務理事	欠席
かみこ なおゆき 神子 直之	立命館大学教授(理工学部)	出席
こばやし ゆか 小林 由香	税理士	出席
てらさき あいち 寺崎 愛知	市民公募委員	出席
とみた みつよ 富田 光代	市民公募委員	出席
なかじま せつこ 中嶋 節子	京都大学教授(大学院人間・環境学研究科)	出席
みずたに ふみとし 水谷 文俊	神戸大学教授(大学院経営学研究科)	出席
むらかみ ゆうこ 村上 祐子	株式会社京都放送取締役・ラジオ編成制作局長	欠席

: 委員長, : 副委員長

京都市

京都市公営企業管理者上下水道局長

〃 上下水道局次長

〃 技術長

〃 総務部長

〃 総務部経営ビジョン策定担当部長

〃 総務部経営政策担当部長

〃 総務部財務・防災担当部長

〃 総務部お客さまサービス推進室長

〃 技術監理室長

〃 水道部長

〃 下水道部長

山添 洋司

向畑 秀樹

出口 勝徳

鈴木 隆志

江淵 史明

日下部 徹

廣瀬 孝幸

糸藤 直之

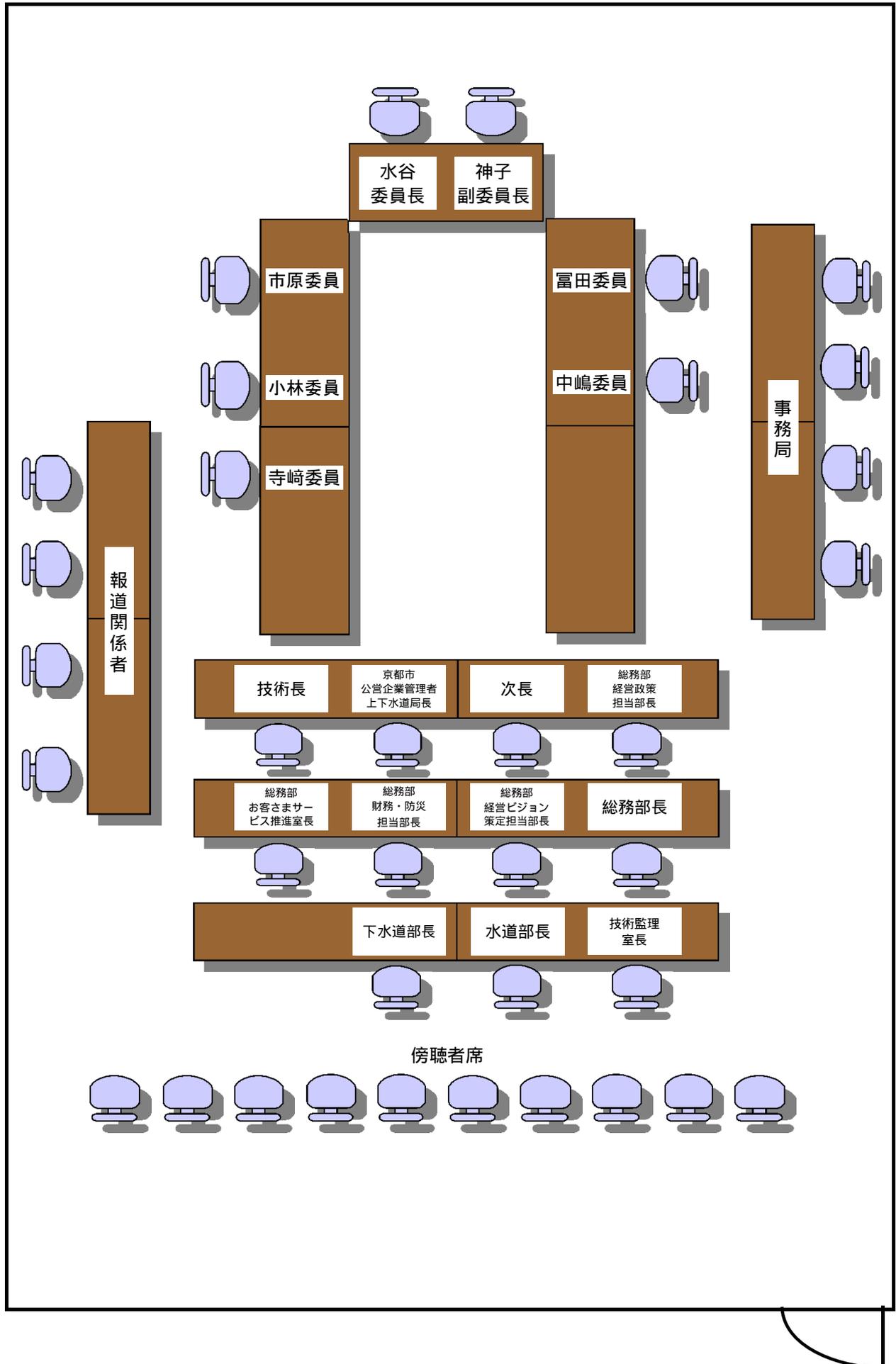
井上 高光

伊木 聖児

石田 秀一

事務局 上下水道局総務部経営企画課

平成28年度 第3回京都市上下水道事業経営審議委員会 配席図



京都市上下水道事業経営審議委員会設置要綱

(設置)

第1条 京都市行政活動及び外郭団体の経営の評価に関する条例（以下「条例」という。）第11条第2項に規定する委員会として、京都市上下水道事業経営審議委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 委員会は、上下水道事業の適切な執行管理や継続的な改善を進め、サービスの向上を図りながら市民の皆さまに説明責任を果たし、市民の皆さまの視点に立った上下水道事業を推進するため、外部有識者等の意見を取り入れることにより事業の客観性・透明性を高めるとともに、市民の皆さまの視点に立った事業推進を図ることを目的とする。

(所掌事項)

第3条 委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 各年度の事業計画及び中期経営プランの進捗状況の点検・評価並びに課題等のある事業の検討
- (2) 上下水道事業経営評価制度の充実に向けた助言・提案
- (3) その他上下水道事業の経営に関し管理者が必要と認める事項の検討及び助言・提案

(組織)

第4条 委員会は、委員10名以内をもって組織する。

- 2 委員は、市民及び学識経験のある者その他管理者が適当と認める者のうちから、管理者が委嘱する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 委員長及び副委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第7条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長及びその職務を代理する者が在任しないときの委員会は、管理者が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(部会)

第8条 委員会に付議する事案を個別具体的に検討するため、委員会に部会を置くことができる。

- 2 部会の構成員(以下「部会委員」という。)は、次の各号に掲げる者とする。
 - (1) 委員長が指名する委員
 - (2) 委員会に付議する事案について専門の知識を有する者のうちから、管理者が委嘱し、又は任命する者
- 3 部会に部会長を置く。
- 4 部会長は、第2項第1号に掲げる者のうちから、委員長が指名する。
- 5 部会長は、その部会の事務を掌理する。

6 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する部会委員がその職務を代理する。

(部会の招集及び議事)

第9条 部会は、部会長が招集する。ただし、部会長及びその職務を代理する者が在任しないときの部会は、管理者が招集する。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 部会は、部会委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 部会の議事は、出席した部会委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 部会長は、部会の会議の結果を委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、上下水道局総務部経営企画課において行う。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年12月4日から実施する。

京都市上下水道事業経営審議委員会の会議の公開に関する要領

(趣旨)

第1条 京都市上下水道事業経営審議委員会(以下「委員会」という。)の会議(以下「会議」という。)の公開については、京都市市民参加推進条例第7条及び京都市市民参加推進条例施行規則第3条に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(会議の公開)

第2条 会議は、原則として公開とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員長は、会議を公開することにより非公開情報(京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報をいう。以下同じ。)が公になると認めるときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(公開の方法等)

第3条 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。

- 2 委員会は、会議を公開するときは、会議を傍聴する者(以下「傍聴者」という。)の定員をあらかじめ定め、会議の会場に傍聴席を設けるものとする。

(傍聴することができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 棒、プラカード、つえ(疾病その他正当な理由がある場合を除く。)等人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 拡声器、鉢巻、腕章、たすき、ゼッケン、垂れ幕、のぼり、張り紙、ビラ等会議の進行を妨害するおそれのある物を着用し、又は携帯している者
- (3) 酒気を帯びている者
- (4) その他会議の進行を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

(傍聴者の守るべき事項)

第5条 傍聴者は、職員の指示に従うとともに、次の各号に掲げる事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

- (1) 会議における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 会議場において発言しないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話その他音の発生する機器の電源を切ること。
- (6) 会議場において、撮影、録音その他これに類する行為をしないこと。ただし、委員長の許可を得た者は、この限りでない。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会議の進行の妨げとなり、又は他の傍聴者の迷惑になる行為をしないこと。

(傍聴者の退場)

第6条 傍聴者は、会議を公開しないこととする決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第7条 委員長は、傍聴者がこの要領の規定に違反したときは、当該違反行為を制止し、その命令に従わないときは、当該傍聴者を退場させることができる。

(議事録等)

第8条 委員会は、会議の終了後速やかに、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。
- 3 前項の規定にかかわらず、委員長は、次のいずれかに該当するときは、議事録又は会議の資料の全部又は一部を公開しないことができる。
 - (1) 会議を公開しなかったとき。
 - (2) 議事録又は会議の資料を公開することにより、非公開情報が公になると認めるとき。

- 4 委員会は、前項の規定により議事録の全部又は一部を公開しないこととするときは、議事要旨を作成し、公開するものとする。
- 5 議事録には、委員会において定めた2人の出席委員が署名しなければならない。

附 則

この要領は、平成25年7月1日から実施する。

平成 28 年度 第 2 回京都市上下水道事業経営審議委員会議事録

日 時 平成 28 年 9 月 9 日（金） 午後 4 時～ 6 時

場 所 京都市上下水道局本庁舎 5 階第 1 会議室

出席者（五十音順，敬称略）

1 委員

市原 民子 京都市地域女性連合会常任委員
奥原 恒興 京都商工会議所専務理事
神子 直之 立命館大学教授（理工学部）
小林 由香 税理士
寺崎 愛知 市民公募委員
富田 光代 市民公募委員
中嶋 節子 京都大学教授（大学院人間・環境学研究科）
水谷 文俊 神戸大学教授（大学院経営学研究科）
村上 祐子 株式会社京都放送取締役・ラジオ編成制作局長
都合により途中退席

2 京都市

京都市公営企業管理者上下水道局長，次長，技術長，
総務部経営ビジョン策定担当部長，総務部経営政策担当部長，
総務部財務・防災担当部長，総務部お客さまサービス推進室長，
技術監理室長，水道部長，下水道部長，
総務部経営企画課担当課長，総務部経理課長，
事務局（総務部経営企画課）
総務部長は都合により欠席

次 第

1 開 会

- （ 1 ）出席者確認
- （ 2 ）進行の確認，会議の公開について

2 議 題

平成 28 年度京都市水道事業・公共下水道事業経営評価（平成 27 年度事業）について（経営指標評価及び概要版冊子等）

3 報 告

- (1) 「平成27年度 水に関する意識調査」結果について
- (2) 平成27年度京都市水道事業・公共下水道事業決算概要について
- (3) 「琵琶湖疏水通船復活」平成28年秋の試行事業について
- (4) 水洗便所築造工事資金貸付制度の拡充について
- (5) 上下水道局太秦庁舎（新庁舎）店舗スペース出店事業者募集について
- (6) 「水道施設維持負担金制度（仮称）」の創設に関する市民意見募集等について

4 今後の予定

5 閉 会

内 容

1 開会

- (1) 出席者確認
 - (2) 進行の確認，会議の公開について
- 事 務 局： 議事及び資料の確認

水谷委員長： 本日の会議は公開とし，議事録については，後日公表することとする。
議事録は2名の委員の署名が必要ということなので，名簿順で，市原委員と奥原委員にお願いしたい。

2 議 題

平成28年度京都市水道事業・公共下水道事業経営評価（平成27年度事業）について
（経営指標評価及び概要版冊子等）

事 務 局： 資料の説明（資料4）

水谷委員長： 各委員の意見が反映され，改善されたことでわかりやすい資料となっている。
事務局において上手にまとめていただき，感謝している。

3 報 告

- (1) 「平成27年度 水に関する意識調査」結果について
- 事 務 局： 資料の説明（資料5）

奥 原 委 員： 調査の回収結果が44.3%とあるが，経年的に見て高い数字なのか。また，京都市で実施している調査の回収水準はどの程度のものなのか。
さらに，資料5の5ページの図表に関して，ミネラルウォーター等市販の水の数字が前回調査と比べて減少しているが，個人的な感覚では世間では市販の

水の飲用者は増えているように感じる。

京 都 市： 回収率については資料5の1ページにあるように、過去3回の調査での回収率は40%前後であり、平成27年度調査の回収率44.3%は前回より高い回収率である。また、京都市が実施している調査の回収率では、例えば平成27年度に総合企画局が実施した「市政総合アンケート」では回収率が40.2%。その他、「市民の生活実態調査」では回収率が37.9%であり、平均して40%前後の回収率である。これらを踏まえ、今回の調査における回収率44.3%という数字は高い回収率と言える。

さらに、水の飲み方に関して、ミネラルウォーター等市販の水を飲む方が減少している要因を分析するのは困難だが、これまで実施してきたPR等の成果が出てきたと考えている。

中 嶋 委 員： 平成17年から調査をしているが、この調査結果をどのように事業に反映し、どのような効果があるのか。

京 都 市： 今回の調査は、次期ビジョンや中期経営プランの策定を念頭において実施した5年に1度の総合調査であり、平成25年度に実施した調査は中間調査として位置付けている。現行の中期経営プランを作成する際には平成22年度に総合調査を実施している。

平成22年度の総合調査では、現在の主要な事業である老朽化対策や耐震化、河川等における水環境対策としての下水の高度処理、合流式下水道の改善等に対する要望が高かったため、現中期経営プランにおいてはこれらの項目を重点項目として設定した。

意識調査での回答結果を踏まえ、今後の重要な施策としてどこに重点を置くべきかを判断しており、今回の調査では資料5の12ページ「事業に関する安心の程度」や、13ページの「上下水道局の重点項目別必要性」等において、「施設更新」や「災害対策」の必要性が高いという結果が出ている。

上下水道局としては、事業の特性上、目新しい施策を考えるよりも、水道・下水道を未来に繋げていくことが重要であり、「施設更新」や「災害対策」の必要性、水の「味」に関する満足度の向上、お客さまサービスにおける「お客さま対応の向上」の必要性を確認できたので、この結果を踏まえた次期経営プラン等を策定していきたい。

中 嶋 委 員： これだけ回収率が高く、2千人以上の方から御回答いただいているため、次のプラン等において今回の調査結果を踏まえて作成していることを前面に押し出して作成することで、回答者からの信頼性も向上すると思われる。

水谷委員長： 満足度に関して、事業のクオリティが高い状態でアンケートを実施すれば、それ以上のことを求められるものであるが、この点についてどう考えているか。

例えば、資料5の19ページの水道事業・公共下水道事業全般の満足度において、前回調査よりも事業全般が改善しているはずだが、満足度の数字としては減少しているように見える。

京都市： 資料5の19ページの「水道事業・公共下水道事業全般の満足度」と同様の傾向がある設問は他にもあるが、平成25年度の調査は料金改定を実施した年度の調査であり、料金改定や老朽管の更新の必要性等のPRを大々的に実施した後の調査である。資料5の19ページ下図において、「水道事業・公共下水道事業に関するイベント・ポスター等の認知度別満足度」の分析結果を設けており、イベント・ポスター等の認知度が高い方ほど事業全般の満足度が高い結果が出ている。

水道水の「味」の向上等の結果についても、不満な方が増えているわけではなく、水道水等に対する理解度が向上していると考えており、全体的な傾向として満足度は高まっていると考えている。

水谷委員長： 調査結果のチェック等をしていることは理解できた。可能であれば不満・やや不満と回答した理由を確認して調査内容として漏れ等がないようにすることが必要と思われる。

京都市： 資料5の20、21ページに調査に対する意見等を抜粋した内容を記載しており、これらの他にも厳しい意見等も頂いているが、不満に思われている意見も含めて職員全体で共有し、個別で対応した事例もある。頂いた意見は全て参考とさせていただき、お客さまサービスの向上等に役立てていく。

サービスについて満足、不満足を確認するだけでなく、なぜそのように思ったのか回答いただく欄を設けている。例えば、口座振替割引制度を設けた際は満足度が高かったが、現在では割引額が少ない等の意見が出ており、満足度が減少している。

神子副委員長： 資料4-3の経営評価の概要版1ページの「節水に関する取組状況について」において数字が減少しているが、どのように考えているのか。

京都市： 全ての年度において70%以上「節水している」という結果のため、基本的には節水意識は定着していると考えている。

神子副委員長： 節水しないで上下水道局の収支を改善するという考え方はなくていいのか。また、上下水道局としては節水したほうがいいのか。

京 都 市： それぞれの事業体の環境によって水源の不足状況は異なり，京都市のように水源が豊富な地域もある。水道事業としては水道水を使用していただきたいが，市の環境面で言えば必要以上の水道水の使用を促すことが困難な面もある。そこで，資料4 - 3の経営評価の概要版11ページに掲載している「水道水で花いっぱい緑いっぱいの京都に」のような，花壇等の花を増やす施策を推進している。防犯の関係で花が多くある地域では犯罪が少ないという調査結果が出ていることを踏まえ，各区で花を植える啓発をする際に，上下水道局として水やり水道水を使用していただくよう呼びかけている。

神子副委員長： 市民にPRする方法が困難ではあるが重要な部分であり，節水が必ずしも良いことではなく，無駄遣いしない程度に，適正な使用を促す必要がある。

資料5の20ページの意見として「水道料金・下水道使用料について」が65件と最も多いが，どのような意見があったのか。

京 都 市： 「水道料金を値上げしないように」，「水道料金を安くできないのか」という御意見が多数あったが，一般的な意見としてはやむを得ないと考えている。上下水道局としては経営努力を通じて料金を極力抑えている等の説明が必要と考えている。

(2) 平成27年度京都市水道事業・公共下水道事業決算概要について

事 務 局： 資料の説明(資料6)

神子副委員長： 資料6の8ページ「(4)企業債未償還残高」に関して，グラフ縦軸の0から1,500の間が途切れているため，波線等を入れていただきたい。

京 都 市： 印刷の具合で配布資料では読み取りにくいですが，資料上は数値間に波線を入れている。

小 林 委 員： 資料6の1ページの「平成27年度決算の概要」の において，当年度純損益の黒字額が非常に大きく見える。よく読めば地方公営企業会計制度の見直しによるものと理解できるが，会計基準を揃えた場合は，前年度と比べ減益となっているため，初めて見た方が驚くことのないよう表現を工夫すべきかと思う。

資料6の7ページの「(3)当年度純損益」に関して，平成26年度と平成27年度の水道料金は，料金改定の影響を受けない同じ基準と考えて良いか。

京 都 市： 資料6の6ページに記載しているが，料金改定を実施したのは平成25年

10月であり、平成26年度と27年度の水道料金は同じ基準である。

会計制度の見直し後の損益の表現方法については、御指摘のとおり苦慮しているところであるが、7ページについては会計制度の見直し前の平成25年度からの連続性を見せるために、会計基準を揃えた場合の損益を赤の点線で記載しているところである。いずれにしてもこれだけの黒字となると、それだけのキャッシュが残っている等の誤解が生じる可能性があるため、丁寧な説明が必要になると考えている。

小林委員： 本日の報告事項でもある地下水利用専用水道の議論をするに当たり、有収水量と水道料金の収入が僅かながらでも減少していることを前面に出す必要があると思う。黒字となり企業債の償還積立金ができただけは良いことではあるが、有収水量の減少は利用する企業や市民の数が減少していることなどに起因するものと思うため、企業努力ではカバーできない環境の変化に関して、財務報告でも記載しておくことと地下水利用専用水道の議論に繋がりやすいと思う。

(3)「琵琶湖疏水通船復活」平成28年秋の試行事業について

事務局： 資料の説明(資料7)

小林委員： 企画の内容として、1船当たりのお客さま乗船数は6名とあるが、1日に何人まで申込みできるのか。また、現在の申込み状況はどの程度か。

京都市： コース(旅行会社)によって違いはあるが、1日最大5便出るため、単純に掛け合わせると30名のお客さまが乗船できる。今回は山科から乗船できるコースもあるため、途中で乗客の変更がある場合、全体の乗船者数は増加する。

京阪バス・JTBについては販売を開始しており、詳しい申込状況は各旅行会社が把握しているが、コースによっては現時点で予約が満席のコースもあると聞いている。

奥原委員： 今後の船の見通し(増船するのか)について伺いたい。

京都市： 現在は試行事業として京都市上下水道局の作業船を2船使用しているため、お客さまについても各便6名しか乗船いただけない状況になっている。今後本格的な事業として実施するに当たり、乗船者数を増やす必要がある。今後、事業の展望を示したうえで協賛金を募るなど、資金調達を行う必要がある。疏水の水路が狭く、一度に複数の船を動かすには限りがあるため、船の運航形態については当面の課題となると思われる。

奥原委員： 上下水道局が疏水の船を利用してもらうことについて利用料を取るべきなの

か。考え方について伺いたい。

京 都 市： 明治時代から船が通っており，昭和26年で船の運航自体は一旦途切れていた。船の通行料として1船の運河使用料は1箇月当たり250円であり，この金額は当時から変更していない。岡崎に十石舟が通っており，そちらもこの値段で実施している。そのため，上下水道局の収入としては運河使用料として若干の収入はあるが，大きな利益とはなっていない。本格事業となった際には上下水道局としても施設を貸すことに対して使用料をいただく必要があると考えている。

寺 崎 委 員： 昨年度はツアープランではなく，大津や山科等から乗船できるような自由な申込形式だったが，乗る機会を逃してしまった。現在ツアープランのみとなったのは船に乗るだけのプランでは採算が取れないからなのか。

京 都 市： 一般公募として募集した平成27年春の試行事業においては価格も安く，20倍以上の競争率があり，関心も高かった。しかしながら，先着順ではなく抽選方式を採ったことにより募集コスト（募集受付はJTBに依頼）が嵩み，同年秋については官公庁の補助金を得ることでなんとか募集ができた状況である。全体の財政基盤も脆弱な状況の中で，本格事業に向けた試行として検証しており，採算面についても今後様々な角度から検討を進めていく。

水谷委員長： 水郷の町で有名な松江市では周辺に有名な運河があり，観光用に船を利用している。そもそもの始まりは，島根県出身で神戸市の助役だった方が松江市長に就任された際に市の歴史的資産を活用する方法として開始している（30年から40年前から運用）。私も乗船したが，10名弱乗船でき，観光の資源として船を利用するだけでなく，地元の雇用も促している。京都では周回する幅がないと伺っているが，将来的に観光資源とするならば民間の知識を借りるべきであると考えている。

イベントとして単発となってしまう，事業として本格化するのには困難かと思われるため，歴史的遺産として活用するならば民間に資金援助をしていただき，昼間下り，夜間上り等，どのような手法が考えられるのか民間の知恵を借りることも必要と思われる。また，参考までに松江市の船に乗ってみてはいかがか。

京 都 市： 「民間の知恵」という部分では，本事業は実行委員会形式で進めており，民間企業の京阪やJR西日本をはじめ，商工会議所，観光協会，京都市及び大津市により公民連携して実施している。船の運航についてはプロである琵琶湖汽船に依頼しているが，疏水路自体が非常に特殊な造りとなっており，船の離合等も容易にはできない。監督官庁である近畿運輸局にも指導いただいております。

安全を第一に考えながら、採算性も含め民間の知恵も借りて検討を進めていきたい。

水谷委員長： 検討委員会があるならば私も入りたい。あくまで個人的な意見だが、現状では少し物足りない印象がある。

富田委員： 通船を利用する際には南禅寺近くまで行くため、琵琶湖疏水記念館の見学についてPRしてはいかがか。

京都市： プランの概要に記載していない内容として、京都府旅行業協同組合のコースでは琵琶湖疏水記念館を見学するコースがある。京都市としても琵琶湖疏水記念館には貴重な資料があるため、今後もPRをすることで利用者を増やしていきたい。

富田委員： 乗船後、琵琶湖疏水記念館に行くことで新たな理解や発見にもつながるため、是非プラン内に設けていただきたい。

村上委員： 全ての実施事業者が実行委員会に入っているのか。

京都市： びわ湖大津観光協会については実行委員会に入っている。全ての実施事業者が委員として実行委員会に入っているわけではない。

村上委員： 夏場にトビケラが発生することで運航に支障があると伺っていたが、対策は講じているのか。

京都市： 夏の実施前はトビケラ等が大量発生していたが、停水時期にトンネル内の洗浄等で対応しており、現在は虫による苦情等はほとんど発生していない。

(4) 水洗便所築造工事資金貸付制度の拡充について

事務局： 資料の説明(資料8)

(質問等なし)

(5) 上下水道局太秦庁舎(新庁舎)店舗スペース出店事業者募集について

事務局： 資料の説明(資料9)

小林委員： 募集対象業種を限定していないのか。募集業種等を記載しておけば建物とのバランスが取れるのではないかと。また、映画館等による応募も見据えて、店舗内の高さについて記載しておくべきでは。

京 都 市： 募集要項には，応募できない業種を記載している。例えば宿泊施設，法令に反する施設等を規制している。また，説明時にあったように，約400㎡の面積内に薬局を設けるなど，地域住民の利便性向上，にぎわいに寄与する施設とする必要がある。

なお，応募書類として立面図等についても配布しているため，高さについては応募事業者側も把握できる。

(6)「水道施設維持負担金制度(仮称)」の創設に関する市民意見募集等について

事 務 局： 資料の説明(資料10,別紙)

(質問等なし)

4 今後の予定

次回の経営審議委員会については，事務局から後日各委員へスケジュール調整を行う。

5 閉 会

経営ビジョンの策定について

1 これまでの経過

「京（みやこ）の水ビジョン」が平成 29 年度末に計画期間満了となるため、平成 27 年度は、30 年度以降の新たな水道事業、公共下水道事業の経営ビジョン策定に着手する重要な年と位置付け、その策定を統括する「経営ビジョン策定担当部長」を新たに配置しました。

また、次期経営ビジョンの策定に向けて、水道・下水道を取り巻く経営環境や課題及び技術について調査・研究を行うワーキンググループとして、将来を担う若手職員で構成する「水道・下水道未来研究会」を設置し、平成 28 年度より活動を開始しました。

現在、「京（みやこ）の水ビジョン」の総括を行うとともに、平成 28 年 2 月から 3 月にかけて実施した「水に関する意識調査」の結果等を踏まえて、次期経営ビジョン及び中期経営プランの検討を進めています。

さらに、京都府が策定を進める都道府県水道ビジョン「京都水道グランドデザイン」（仮称）の検討委員会に経営政策担当部長が参画するなど、府内唯一の政令市かつ最大規模の水道事業者、そして日本水道協会京都府支部長として、広域的な連携についても検討を進めています。

2 経営ビジョン等の策定に係る国の動向

(1) 総務省（「経営戦略策定ガイドライン」（平成 28 年 1 月））

水道事業及び下水道事業における経営戦略の基本構成として、基本的考え方（計画期間、現状把握・分析、目標設定）、「投資試算」及び「財源試算」、「収支ギャップ」解消に係る取組を掲載

「計画期間」は、10 年以上を基本として設定すべきであり、事業の特性、個々の団体・事業の普及状況、施設の老朽化状況、経営状況等を踏まえて、10 年以上の合理的な期間を設定することが必要

(2) 厚生労働省

ア 「水道事業ビジョン」作成の手引き」（平成 26 年 3 月）

水道事業ビジョンの設定期間として、「当面の目標点を策定から概ね 10 年後とし、50 年、100 年先の将来を見据えた当該水道事業の理想像を明示することを基本とする」

基本的な記載事項として、「水道事業の現状評価・課題、将来の事業環境、地域の水道の理想像と目標設定、推進する実現方策、検討の進め方とフォローアップ」、必須事項として、施設の再構築等を考慮した「アセットマネジメント」の実施並びに「水安全計画」及び「耐震化計画」

イ 国民生活を支える水道事業の基盤強化等に向けて講ずべき施策について（平成 28 年 11 月）

国及び地方公共団体はそれぞれの立場から水道事業の基盤強化（適切な管理による健全な施設の保持、財政基盤の確保、及び経営ノウハウや技術力等を有する人材の育成・確保等）を図ることが不可欠

単独で事業の基盤強化を図ることが困難な中小規模水道事業者及び用水供給事業者においては、地域の実情を踏まえつつ、職員確保や経営面でのスケールメリットの創出につながり、災害対策能力の確保にも有効な広域連携を図ることが必要

民間企業の技術、経営ノウハウ及び人材の活用を図る官民連携も、水道施設等の維持・管理、運営等の向上を図り、水道事業の基盤を強化していく上で有効な方策の一つ

(3) 国土交通省

ア 「新下水道ビジョン」(平成 26 年 7 月)

事業主体である地方公共団体の役割として、施設管理・経営管理・管理体制が一体となった中長期計画(アセットマネジメント)やBCP(クライシスマネジメント)の企画・立案及び事業運営

イ 下水道法の改正(平成 27 年 5 月)

下水道に関する維持修繕基準の創設や、施設の点検頻度等の事業計画への記載が要件化される等、下水道管理者による適切な維持管理を明確化

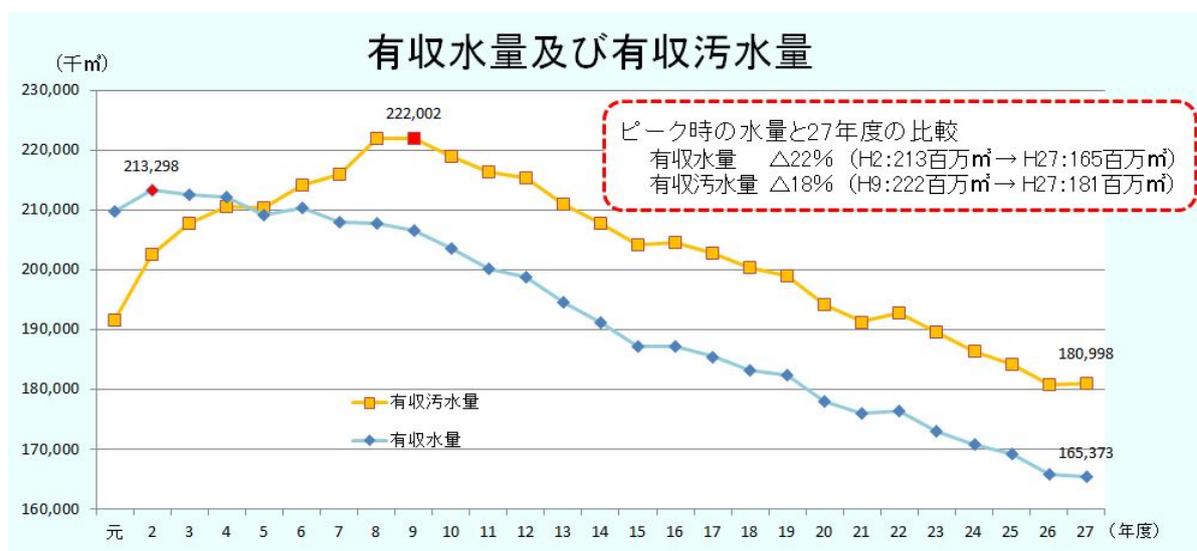
下水道が高いエネルギーポテンシャルを有していることから、再生可能エネルギーとしての活用を推進

3 京都市の水道事業・公共下水道事業を取り巻く背景

(1) 節水型社会の定着による水需要の減少(収入の減少)

有収水量は平成 2 年度(213,298 千 m^3 /年)、有収汚水量は平成 9 年度(222,002 千 m^3 /年)をピークに減少

「水に関する意識調査」(平成 27 年度実施)の節水に関する取組状況に係る回答結果では、平成 17 年度以降、70%以上の市民が「節水している」



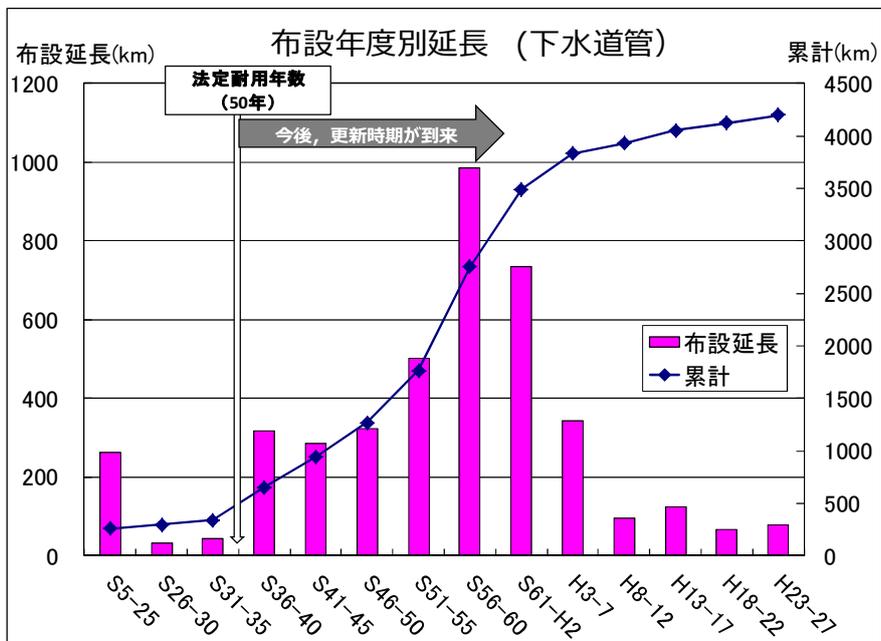
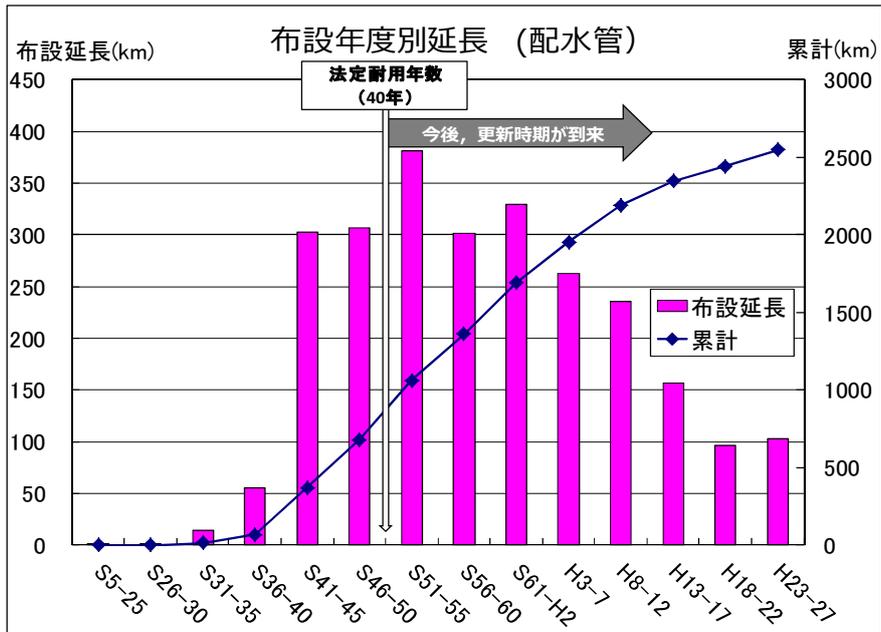
(第 2 回 資料 6 「平成 2 7 年度京都市水道事業・公共下水道事業決算概要」より)

(2) 更新需要の増大（支出の増加）

水道管は昭和 40～50 年代，下水道管きよは昭和 50 年代～平成初期が布設延長のピーク

約 20 年後の平成 47 年までの間に，水道配水管の 8 割弱，下水道管きよの 7 割弱が法定耐用年数を超える見通し 更新を行わなかった場合

「水に関する意識調査」では，古くなった水道管や下水道管などの施設の更新の必要性について，90%超が「力を入れる必要がある」と回答



(「平成 28 年度京都市水道事業・公共下水道事業経営評価(平成 27 年度事業)」より)

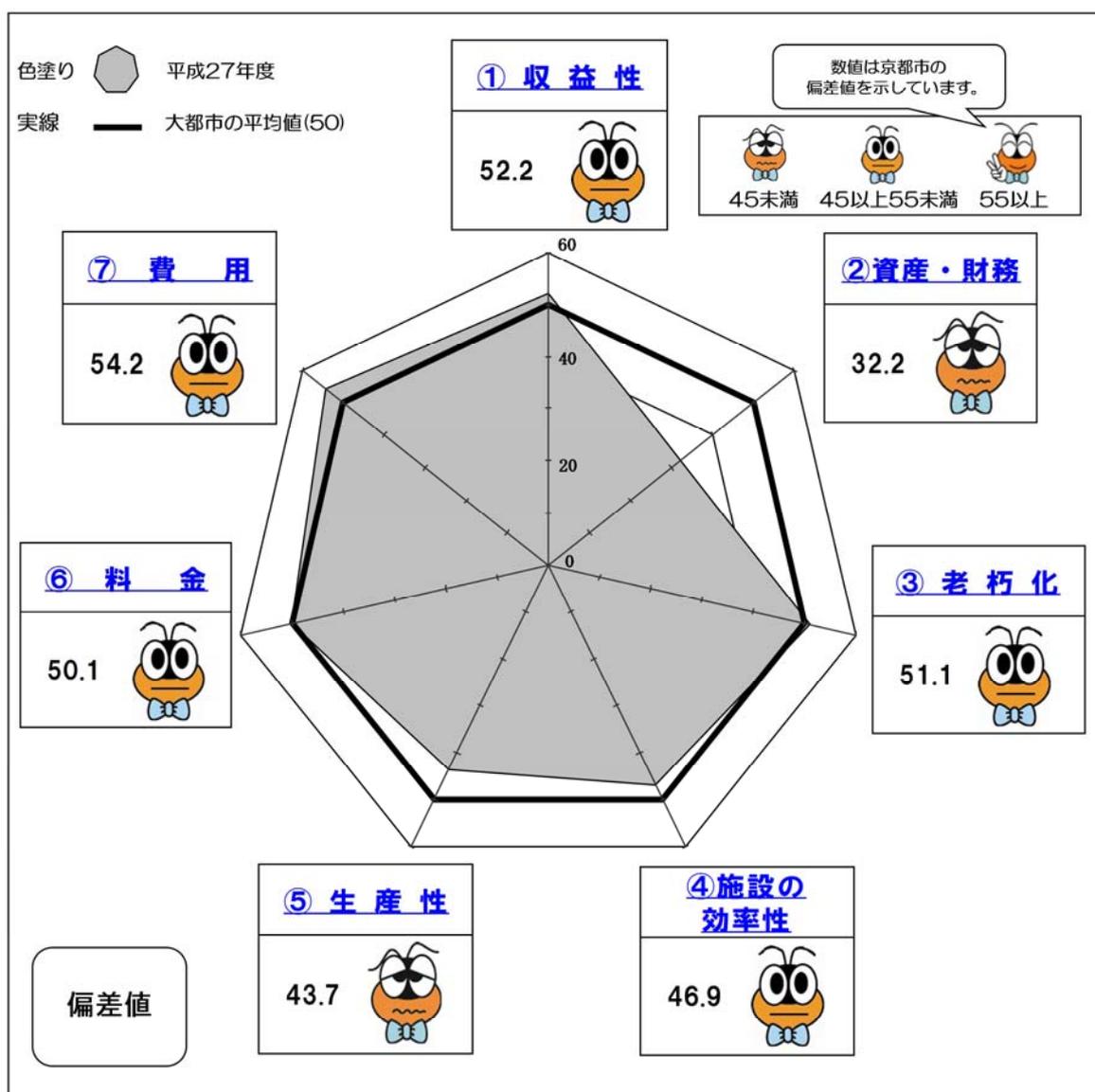
(3) 大都市比較から見る京都市の特徴（平成 28 年度経営評価より）

ア 水道事業

安全・安心な水道水を供給するために必要な施設の改築更新などの財源について、企業債に依存している割合が高いため、「資産・財務」が低くなっていますが、「老朽化」は大都市の平均値並みとなっています。

また、鉛製給水管の割合が高いことなどにより、他都市と比べ漏水量が多いことから「施設の効率性」が、他の事業者からの水道水の受水の有無（京都市は琵琶湖から原水を取水）などの事業の運営形態の違い等により「生産性」がそれぞれ低くなっています。

このような中、効率的な事業運営に努め、少ない「費用」で水を供給することにより、平成 25 年 10 月の料金改定実施後も、安価な「料金」を維持し、「収益性」は大都市の平均値を上回っています。



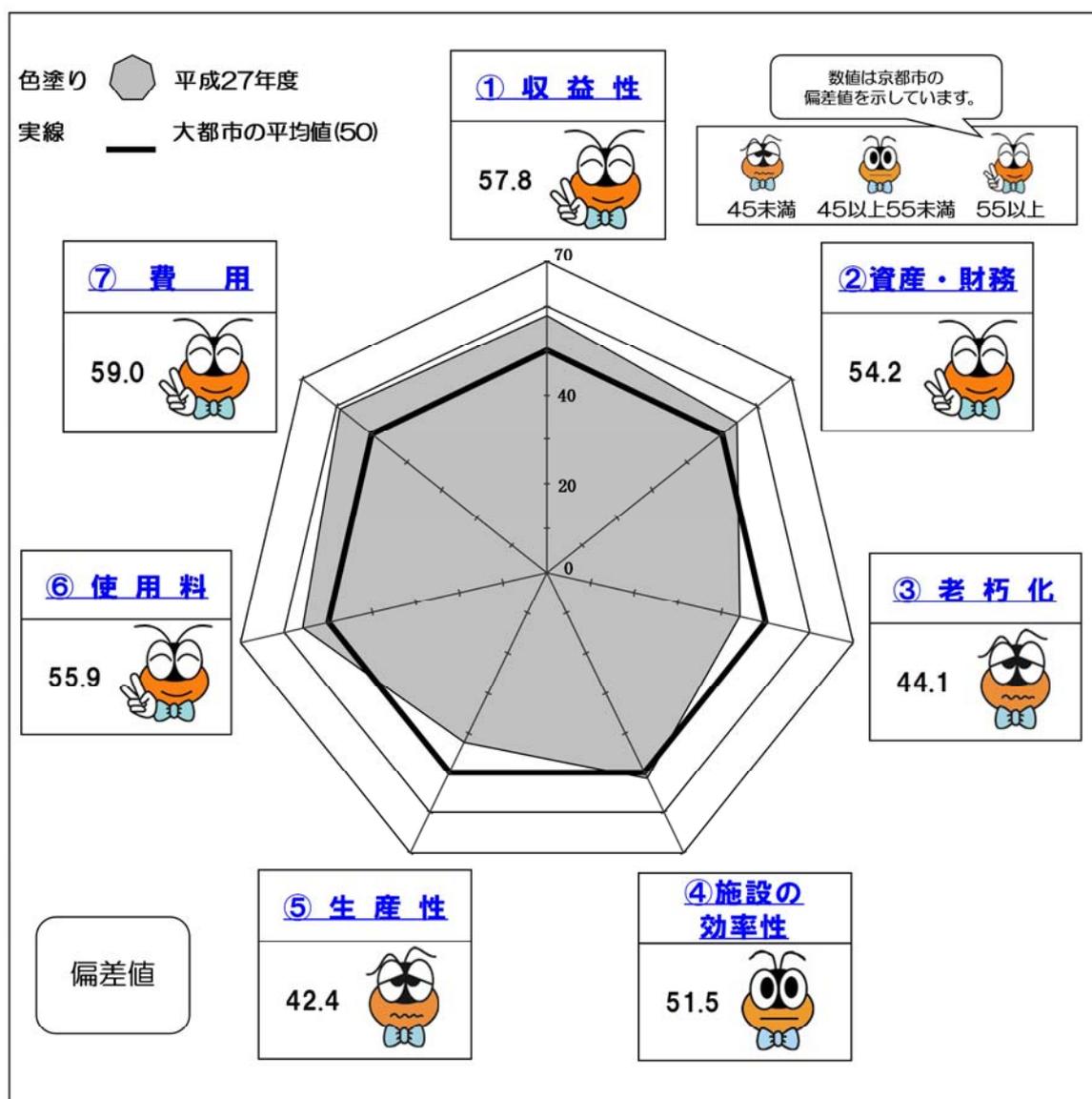
大都市比較は、東京都及び平成 27 年度における政令指定都市（県が主に事業を行う千葉市，相模原市を除く。）計 19 都市で比較しました。

イ 公共下水道事業

これまでの経営効率化，財政基盤の強化などの取組により「資産・財務」が高くなっていますが，事業開始からの経過年数が大都市平均を上回っていることなどにより「老朽化」が低くなっています。

また，他都市と比べ合流式下水道の割合が高く，下水道使用料の対象とならない雨水の流入量が多いことなどにより「生産性」は低くなっていますが，施設規模の適正化を図ることにより「施設の効率性」は高くなっています。

このような中，効率的な事業運営に努め，「費用」を抑え，平成 25 年 10 月に平均 3.0 パーセントの改定を行うなど，安価な「使用料」を維持し，「収益性」は大都市の平均値を上回っています。



大都市比較は，東京都及び平成 27 年度における政令指定都市計 21 都市で比較しました。

経営ビジョン策定検討部会の設置について（案）

1 経営ビジョン策定検討部会（仮称）の設置について

(1) 部会の目的等

平成 30 年度以降の新たな経営ビジョンについて必要な検討を行い、京都市上下水道事業経営審議委員会に報告を行うことを目的とする。

技術的な観点として水道・下水道の衛生工学や水処理、経営の観点として公共経済・公益事業を専門分野とする学識経験者により必要な検討を行う。

(2) 部会委員

構成は学識経験者（4 名程度）及び上下水道局職員（部長級）とする。

2 部会の開催スケジュール及び議題等について

部会は全 6 回程度開催し、開催時期及び議題等（案）は下表のとおり

部会での検討状況は、適宜、京都市上下水道事業経営審議委員会に報告する。

年度	回	時期(案)	議題等(案)
平成 28 年度	第 1 回	1 月中旬	「京（みやこ）の水ビジョン」の総括及び京都市の水道事業・公共下水道事業を取り巻く背景・課題について
	第 2 回	3 月下旬	次期経営ビジョンの骨子案（基本理念、施策体系）について
平成 29 年度	第 3 回	5 月上旬	次期経営ビジョンの骨子案（各重点推進施策(1 / 2)）について
	第 4 回	6 月下旬	次期経営ビジョンの骨子案（各重点推進施策(2 / 2)）について
	第 5 回	11 月上旬	次期経営ビジョン（案）について
	第 6 回	1 月中旬	次期経営ビジョン（案）に係るパブリックコメント結果の報告及び最終議論

平成 28 年 9 月市会について

平成 28 年 9 月から 10 月にかけて実施されました平成 28 年定例会（9 月市会）について、以下のとおり報告します。

1 平成 28 年度経営評価（平成 27 年度事業）の配布

平成 27 年度第 2 回京都市上下水道事業経営審議委員会以降、委員の皆様より頂いた様々な御意見・御指摘を踏まえて作成した「平成 28 年度京都市水道事業・公共下水道事業経営評価（平成 27 年度事業）」について、9 月 21 日の本会議にて報告（席上配布）しました。

2 平成 27 年度決算の認定

以下の決算について、認定されました。

- ・ 平成 27 年度京都市水道事業特別会計決算
- ・ 平成 27 年度京都市公共下水道事業特別会計決算
- ・ 平成 27 年度京都市地域水道特別会計歳入歳出決算
- ・ 平成 27 年度京都市京北地域水道特別会計歳入歳出決算
- ・ 平成 27 年度京都市特定環境保全公共下水道特別会計歳入歳出決算

（参考）第 2 回 資料 6 「平成 27 年度京都市水道事業・公共下水道事業決算概要」

3 山間地域における上下水道事業の統合に係る関係条例の整備

山間地域における上下水道事業を将来にわたり安定的に運営するため、経営基盤の強化を図ることを目的として、地域水道事業を水道事業に、特定環境保全公共下水道事業を公共下水道事業に統合するための関係条例の整備について、可決されました。

この統合により、地域ごとに異なる料金制度の統一、お客さまサービスの充実及び維持管理体制の強化を図ります。

（参考）別添資料「上下水道局からのお知らせ」（市民向けパンフレット）

第 1 回 資料 8 「山間地域の上下水道事業の水道事業・公共下水道事業への統合について」

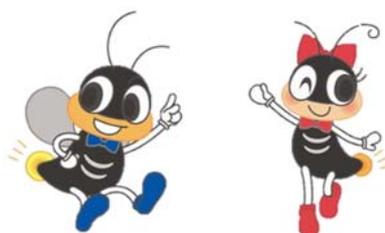
< 現 行 >

事 業	会 計
水道事業	水道事業特別会計
地域水道事業	地域水道特別会計
	京北地域水道特別会計
公共下水道事業	公共下水道事業特別会計
特定環境保全 公共下水道事業	特定環境保全公共 下水道特別会計

< 統 合 後 >

事 業	会 計
水道事業	水道事業特別会計
公共下水道事業	公共下水道事業特別会計
特定環境保全 公共下水道事業	

平成28年度 京都市上下水道局事業推進方針 《上半期実施状況》



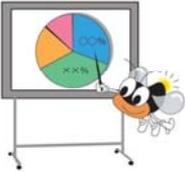
上下水道局マスコットキャラクター
ホタルの澄都(すみと)くん, ひかりちゃん

《京(みやこ)の水ビジョン 基本理念》

くらしのなかにはいつも水があります。
私たち京都市上下水道局は、
先人から受け継いだ、水道、下水道を守り、育むことにより、
皆さまのくらしに安らぎと潤いをお届けしたいと考えています。
そして、ひとまちくらしを支える京の水をあすへつなぎます。

【目次】平成 28 年度の上下水道局事業推進方針の取組項目一覧

5つの施策目標	22の重点推進施策	93の取組項目	ページ
施策目標Ⅰ 毎日安心して使うことができ、災害にも強い水道・下水道を目指します 重点項目2 「災害対策の強化」	1 蛇口を通じた安全・安心な水道水の供給	① 水源から蛇口までの水質管理の強化 ② 原水水質監視の強化 ③ 適正な浄水処理の推進 ④ 直結式給水の拡大 ⑤ 水道未普及地域の解消と京北地域水道及び中川・小野郷地域水道の再整備等	4
	2 地震等の災害に強い上下水道施設の整備	① 水道システムの耐震性向上 ② 導水施設の耐震化による安定した取水の確保 ③ 連絡幹線配水管の布設 ④ 老朽化した下水道管の耐震性向上 ⑤ 下水道施設の地震対策の強化	5
	3 災害・事故等危機時における迅速な対応	① 危機管理対策の強化 ② 防災拠点の充実 ③ 水質の安全管理(上下水道)の充実 ④ 工事及び維持管理作業における安全対策の強化	5 6
	4 雨に強く安心できる浸水対策の推進	① 地下街等を有する地区の浸水対策 ② 河川整備等と連携した総合的な治水対策の推進 ③ 浸水被害発生箇所の解消 ④ 雨水流出抑制の推進	6 7
	5 異臭味問題解消のための高度浄水処理施設の整備	① 高度浄水処理施設の整備 ② 原水水質監視の強化(再掲) ③ 適正な浄水処理の推進(再掲) ④ 浄水処理技術等の調査・研究・開発	7
	6 水質への不安払拭のための鉛製給水管の解消	① 鉛製給水管の単独取替の継続実施 ② 補助配水管や配水管の布設替え等に関連した取替の推進 ③ 鉛製給水管取替助成金制度の利用促進	7
施策目標Ⅱ 環境への負荷の少ない水道・下水道を目指します 重点項目3 「環境対策の充実」	1 市内河川と下流水域の水環境を守る下水の高度処理の推進	① 下水の高度処理施設の段階的な整備 ② 良好な処理水質の確保 ③ 微量化学物質や病原性微生物等の調査・研究	9
	2 雨の日も水環境を守る合流式下水道の改善	① 貯留幹線等の整備 ② 雨天時下水処理の改善 ③ 雨水吐口からのゴミ等の流出削減	9
	3 市民のくらしと水環境を守る下水道整備の拡大	① 北部地域の汚水整備の推進 ② 未整備箇所の汚水整備の推進 ③ 未接続の解消に向けた普及勧奨の推進	9
	4 環境保全の取組の推進	① 再生可能エネルギーの利用拡大等による温室効果ガスの削減 ② 環境マネジメントシステムの継続的運用 ③ 資源循環の推進 ④ 京都のまちの景観に配慮した施設の整備 ⑤ 環境報告書の作成・公表	10
施策目標Ⅲ 将来にわたって使い続けられるよう水道・下水道の機能維持・向上に努めます 重点項目1 「改築更新の推進」	1 道路の下でくらしを支える管路施設の改築更新	① 水道配水管の更新の推進 ② 下水道管路施設の計画的な点検・改築更新 ③ 漏水防止と有収率の向上 ④ 浸入水の削減	12
	2 基幹施設の機能維持・向上のための改築更新	① 浄水施設等の改築更新 ② 水環境保全センター及びポンプ場の改築更新 ③ 水道未普及地域の解消と京北地域水道及び中川・小野郷地域水道の再整備等(再掲)	12
	3 水需要に応じた施設規模の適正化及び施設の再編成	① 3浄水場体制での安定給水の確保 ② 水環境保全センターの施設規模の適正化 ③ 鳥羽・吉祥院処理区の統合 ④ 浄水場排水の下水道での一体処理化	13

5つの施策目標	22の重点推進施策	93の取組項目	ページ
施策目標Ⅳ 皆さまのご要望におこたえし、信頼される事業を展開します 重点項目4 「お客さまの満足度の向上」 	1 お客さまが利用しやすい仕組みづくり	① お客さまの利便性の向上 ② お客さまが利用しやすい窓口づくり ③ お客さまへの情報提供の充実	15
	2 積極的に行動するサービスの充実	① 上下水道局営業所の抜本的再編 ② 出前トークや環境教育の充実 ③ お客さま訪問サービスの実施 ④ 貯水槽水道の管理への助言・指導の充実	15
	3 広報・広聴の充実と積極的な情報開示による事業の透明性の確保	① 広報・広聴計画の策定・充実 ② 積極的な情報発信と分かりやすい情報開示等による広報機能の充実 ③ 広報関連イベントの展開 ④ お客さまの声を反映するための広聴機能の充実	16
	4 お客さま満足度の向上を目指した料金施策の推進	① 料金制度・料金体系の見直し ② 多様な料金支払方法の導入 ③ 口座振替利用者へのサービス拡大 ④ 民間分譲マンションの水道メーター各戸検針・各戸徴収サービスの実施	17
	5 地域の皆さまや流域関係者とのパートナーシップの推進	① 流域における連携の推進 ② 下水道利用に関する啓発・指導 ③ 琵琶湖疏水の適切な維持管理	17
施策目標Ⅴ 経営基盤を強化し、将来にわたり安定した経営を行います 重点項目5 「経営基盤の強化」 	1 経営環境の変化に対応した経営の効率化	① 事業の効率化の推進 ② 民間活力の導入の推進 ③ 地域事業の水道・公共下水道事業への統合 ④ 経営分析手法の充実や積極的な経営情報の開示 ⑤ 経営評価の活用等によるPDCAサイクルの推進 ⑥ 企業力向上のための組織改革の推進 ⑦ 業務の高度情報化の推進	19 20
	2 持続可能な事業運営のための財務体質の強化	① 企業債残高の削減 ② 未納金徴収体制の強化 ③ 保有資産の有効活用 ④ 上下水道サービスを持続していくための効率的な再投資 ⑤ 水道・下水道工事等におけるコストの縮減 ⑥ 経営の健全性を確保するための引当金の新設・見直し ⑦ 新たな増収策の検討・推進 ⑧ 給与制度の点検・見直し	20 21
	3 上下水道一体体制の効率的な事業運営	① 上下水道会計の連結と一体的な財務運営の推進 ② 上下水道技術の一元監理の推進 ③ 水道・下水道の水質管理業務の一元化 ④ 浄水場排水の下水道での一体処理化(再掲)	22
	4 人材の育成や技術の継承・発展と国際貢献の推進	① 人材活性化に向けた取組の強化 ② 職員の意欲・やる気を引き出す取組の充実 ③ 職員の能力発揮のための職場環境の整備 ④ 国際協力事業の推進と国際貢献を支える人材の育成	22
		⑤ 知識・経験や技術・技能の継承 ⑥ 大学や研究機関との連携等による技術の開発及び向上	23



上下水道局事業推進方針では、平成20年度から10年間の経営戦略である「京(みやこ)の水ビジョン」の後期5箇年の実施計画である「中期経営プラン(2013-2017)」に掲げる取組項目について、平成28年度の事業計画と目標水準を取りまとめています。

なお、中期経営プランに掲げる5つの重点項目(本冊子では、重点項目に該当する取組項目に色を付けて示しています。)を中心に、平成28年度に実施する特に重要な事業については、別途「上下水道局運営方針」を策定・公表しています。

施策目標 I

毎日安心して使うことができ、

災害にも強い水道・下水道を目指します

水道，下水道は都市生活に必要不可欠なライフラインのひとつであり，市民の皆さまには，安心して水道，下水道を使っていただけるよう，事業を進めていく必要があります。

安全な水道水を安定して供給するとともに，大雨による浸水の被害から市民の皆さまの生命や財産を守るなど，安全・安心な市民生活を支えます。併せて，大地震や風水害等の災害にも強く，被災しても早期復旧が可能な水道・下水道施設を整備します。

《重点推進施策》

- 1 蛇口を通じた安全・安心な水道水の供給
- 2 地震等の災害に強い上下水道施設の整備
- 3 災害・事故等危機時における迅速な対応
- 4 雨に強く安心できる浸水対策の推進
- 5 異臭味問題解消のための高度浄水処理施設の整備
- 6 水質への不安払拭のための鉛製給水管の解消



- 1 蛇口を通じた安全・安心な水道水の供給

取組項目	担当課	平成 28 年度事業計画	平成 28 年度上半期実施状況
水源から蛇口までの水質管理の強化	水質第 1 課, 水道部管理課, 施設課, 加圧施設管理事務所, 各浄水場, 配水課, 水道管路管理センター	<ul style="list-style-type: none"> 水安全計画の検証, 見直し 水道水質検査計画の策定・実践 水道 GLP (水道水質検査優良試験所規範) の認証に係る中間審査 	<ul style="list-style-type: none"> 水安全計画に基づく水質管理を実施中 28 年度水質検査計画に基づき, 原水及び水道水の検査を実施 水道 GLP に基づき, 手順書の見直し, 精度の高い検査を実施 水道 GLP 関連文書の整理
原水水質監視の強化	水質第 1 課, 水道部管理課, 施設課, 各浄水場, 疏水事務所	<ul style="list-style-type: none"> 琵琶湖の定期及び臨時の水質調査を継続 魚類監視装置等を新たに追加した水質自動監視装置により原水水質監視を強化 滋賀県や大津市と琵琶湖の水質情報を共有 	<ul style="list-style-type: none"> 定期調査(6 回)を適正に実施 アオコ臨時調査(8 月)及びびかび臭臨時調査(9 月)を実施 魚類監視装置及びクロロフィル計による, 毒物及びアオコ等の流入の常時監視を実施 滋賀県との情報交換会を実施(8 月) アオコ及びびかび臭, 生ぐさ臭の動向や水草による水質変動について, 滋賀県及び大津市と週 1~2 回の頻度で情報交換を実施
適正な浄水処理の推進			
原水 pH 調整施設の整備	水質第 1 課, 水道部管理課, 施設課, 各浄水場	<ul style="list-style-type: none"> 原水 pH 調整設備の運用 粉末活性炭注入設備改良工事に伴う技術的検討 	<ul style="list-style-type: none"> 原水 pH 調整設備の適正な運用による浄水処理を継続実施中(3 浄水場) 微粉炭注入実験実施中
配水水質監視装置の拡充	水質第 1 課, 水道部管理課, 施設課, 加圧施設管理事務所, 配水課, 水道管路管理センター	<ul style="list-style-type: none"> 市内 36 箇所の給水栓で水道水の毎日検査を実施 配水水質自動監視装置を 2 箇所増設(合計 12 箇所) 	<ul style="list-style-type: none"> 配水水質自動監視装置を毎日検査に位置付け, 検査拠点を見直すことで, 市内 36 箇所の毎日検査を実施中 水質自動監視装置機能増設工事契約手続き中 配水水質自動監視装置設置工事設計中
直結式給水の拡大	給水課, 配水課	<ul style="list-style-type: none"> 貯水槽水道管理者へのPR強化 直結式給水の適用範囲の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 貯水槽水道管理者への戸別訪問調査業務委託の実施時に, パンフレット配布(7 月~) ホテル・旅館における直結式給水の適用範囲の緩和及び適用範囲の緩和についてホームページに掲載中 <直結式給水の増加件数(3 階以上) 223 件(目標 250 件)>(9 月末)
水道未普及地域の解消と京北地域水道及び中川・小野郷地域水道の再整備等			
水道未普及箇所の解消に向けた取組	水道部管理課	<ul style="list-style-type: none"> 解消に向けた継続的な取組の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 解消に向け継続的に取組中
京北地域水道(京北中部, 細野)の再整備	地域事業課	<ul style="list-style-type: none"> 京北中部地域水道再整備工事完了 細野地域水道再整備工事完了 	<ul style="list-style-type: none"> 周山配水管布設継続工事完了 熊田及び宇野地区の配水管布設, 熊田配水池・加圧ポンプ所築造等の継続工事実施中(29 年 2 月完了予定) 路面復旧整備工事(33)~(38)実施中(29 年 2 月完了予定) 中央監視設備工事(32)実施中(29 年 3 月完了予定) 余野配水池・加圧ポンプ所築造等の継続工事実施中(29 年 1 月完了予定)
大原地域水道の再整備	地域事業課	<p>— (平成 27 年度事業完了)</p>	<p>— (平成 27 年度事業完了)</p>
中川・小野郷地域水道の整備	地域事業課	<ul style="list-style-type: none"> 中川・小野郷地域水道の整備工事完了 	<ul style="list-style-type: none"> 取水施設及び加圧ポンプ施設整備, 連絡配水管布設の継続工事実施中(29 年 3 月完了予定) 路面復旧整備工事実施中(28 年 12 月完了予定)

- 2 地震等の災害に強い上下水道施設の整備

取組項目	担当課	平成 28 年度事業計画	平成 28 年度上半期実施状況
水道システムの耐震性向上（重点項目 2）			
水道管路の耐震化	水道部管理課， 給水課， 配水課， 水道管路建設事務所	<ul style="list-style-type: none"> 配水管耐震化工事実施 36.7km (布設替え 28.7km, 新設 8km) 補助配水管耐震化工事実施 14km (布設替え 8km, 新設 6km) 	<ul style="list-style-type: none"> 配水管耐震化工事実施中(発注延長の割合 51%, 9 月末) 補助配水管耐震化工事実施中(発注延長の割合 79%, 9 月末)
浄水場等基幹施設の耐震化	水道部管理課，施設課， 蹴上浄水場， 松ヶ崎浄水場， 疏水事務所	<ul style="list-style-type: none"> 蹴上浄水場第 1 高区配水池改良工事完了 蹴上浄水場第 1 高区緊急遮断弁設置工事完了 松ヶ崎浄水場洗浄水槽等耐震化工事完了 松ヶ崎浄水場浄水池及びちんでん池耐震化工事着手 	<ul style="list-style-type: none"> 蹴上浄水場第 1 高区配水池改良工事実施中(29 年 3 月完了予定) 蹴上浄水場第 1 高区緊急遮断弁設置工事実施中(29 年 3 月完了予定) 松ヶ崎浄水場洗浄水槽等耐震化工事実施中(29 年 3 月完了予定) 松ヶ崎浄水場浄水池及びちんでん池耐震化工事完了(6 月)
導水施設の耐震化による安定した取水の確保	水道部管理課，施設課， 新山科浄水場， 疏水事務所	<ul style="list-style-type: none"> 新山科浄水場導水トンネル築造工事着手 	<ul style="list-style-type: none"> 新山科浄水場導水トンネル築造実施設計中(29 年 3 月完了予定)
連絡幹線配水管の布設 (重点項目 2)	配水課， 水道管路建設事務所	<ul style="list-style-type: none"> 吉田連絡幹線配水管の布設工事実施 御池連絡幹線配水管の布設工事実施 花園連絡幹線配水管の布設工事実施 	<ul style="list-style-type: none"> 吉田連絡幹線配水管整備事業(30 年度完了予定)のうち，幹線配水管布設工事(10)完了(6 月)，(11)完了(9 月)，(12)実施中(10 月完了) 同工事(13)計画中(当初 28 年度に事業完了する予定であったが，より災害に強いライフラインを構築するため，新たに(13)工事を実施する予定) 御池連絡幹線配水管整備事業(33 年度完了予定)のうち，連絡幹線配水管布設工事(2)契約完了(29 年 3 月完了予定) 花園連絡幹線配水管整備事業(32 年度完了予定)のうち，連絡幹線配水管布設工事(2)実施中(29 年度完了予定)
老朽化した下水管の耐震性向上 (重点項目 2)	下水道建設事務所， 計画課， 設計課	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化した下水道管路の調査，管更生及び布設替工事実施 20km 	<ul style="list-style-type: none"> 管路内調査委託(18)～(20)実施中(29 年 3 月完了予定) 経年管老朽化対策工事(16)～(20)実施中(29 年 3 月完了予定)
下水道施設の地震対策の強化 (重点項目 2)	下水道建設事務所， 計画課， 設計課	<ul style="list-style-type: none"> 重要な下水道管路の耐震化工事実施 8km 水環境保全センターの管理用地下通路の地震対策工事実施 伏見水環境保全センター合流系最初ちんでん池地震対策工事実施 災害用マンホールトイレの整備工事実施 	<ul style="list-style-type: none"> 管路内調査委託(24)～(26)実施中(29 年 3 月完了予定) 管路地震対策工事(27)～(29)実施中(29 年 3 月完了予定) 下水道施設継手部地震対策工事(8)設計中(29 年 3 月完了予定) 伏見水環境保全センター合流系最初ちんでん池築造工事(2)実施中(29 年 3 月完了予定) 伏見水環境保全センター合流系最初ちんでん池設備工事実施中(30 年 3 月完了予定) 管路地震対策工事(25)(26)(30)(31)(32)実施中(29 年 3 月完了予定)

- 3 災害・事故等危機時における迅速な対応

取組項目	担当課	平成 28 年度事業計画	平成 28 年度上半期実施状況
危機管理対策の強化 (重点項目 2)	総務課， 監理課， 水道部管理課， 下水道部管理課	<ul style="list-style-type: none"> 危機管理に関する各種計画の点検，整備 上下水道局業務継続計画(震災対策編)の運用及び継続的な改善 	<ul style="list-style-type: none"> 日本水道協会京都府支部において，合同で応急給水訓練を実施(7 月) 本庁舎において，自衛消防隊の初動措置，避難誘導，消火等の訓練実施(9 月) 購入した仮設給水栓について小中学校への配備を検討 局内の動員計画と併せて，業務継続計画(震災対策編)内の参集方法及び行動手順書等の修正を実施中

取組項目	担当課	平成 28 年度事業計画	平成 28 年度上半期実施状況
防災拠点の充実 (重点項目 2)	総務課, 資器材・防災センター, 経営企画課, お客さまサービス推進室, 各営業所, 監理課, 水道管路管理センター	<ul style="list-style-type: none"> ・防災用消耗品購入 ・太秦庁舎(山ノ内浄水場跡地における新庁舎)建設による市内北部エリアの防災活動拠点の充実 ・応急給水訓練の継続実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災関係物品計画に基づき、ヘルメット、安全靴等の防災用消耗品を購入 ・太秦庁舎建設(29 年 5 月完了予定)に係る地上躯体工事及び設備工事継続実施中 ・応急給水槽に係る操作マニュアルの整備及び設置事業所への周知準備 ・京都市総合防災訓練において、給水車と仮設給水栓を接続し応急給水訓練を実施(9 月)
水質の安全管理(上下水道)の充実			
原水水質監視の強化(- 1 - 再掲)			
危機発生時の体制整備	水質第 1 課, 水質第 2 課, 水道部管理課,施設課, 下水道部施設課	<ul style="list-style-type: none"> ・要綱,マニュアル等の更新及び危機管理訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・28 年度版として危機管理マニュアルを改正(5 月)
水質の安全管理 (上下水道)	水質第 1 課, 水質第 2 課	<ul style="list-style-type: none"> ・放射能の平常時モニタリングの実施及び結果の公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画原子力災害対策編に基づき,水道原水及び水道水の測定を実施 (水道事業)6 回実施(4~9 月) (地域水道事業)2 回実施(4, 7 月) ・下水汚泥(焼却灰)と放流水の測定を実施(8 月) ・測定結果をホームページで公表
工事及び維持管理 作業における 安全対策の強化	監理課	<ul style="list-style-type: none"> ・安全対策の周知 ・局安全パトロールの実施 ・安全管理講習会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・7 月と 11 月を事故防止対策強化月間に設定し, 7 月に取組を実施 ・局安全パトロールの実施 第 1 回 西部営業所等新築工事(9 月) ・第 2 回局安全パトロールの内容検討 ・安全管理講習会の実施 第 1 回 建設業等における熱中症予防対策について(6 月) ・11 月に実施予定の第 2 回安全管理講習会の内容検討

- 4 雨に強く安心できる浸水対策の推進

取組項目	担当課	平成 28 年度事業計画	平成 28 年度上半期実施状況
地下街等を有する 地区の浸水対策 (重点項目 2)	下水道建設事務所, 計画課, 設計課	<ul style="list-style-type: none"> ・京都駅周辺地区における塩小路幹線の整備工事完了 ・山科駅周辺地区における山科三条雨水幹線の整備工事実施 ・祇園地区における花見小路幹線の整備工事実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・塩小路幹線の整備事業完了(6 月) ・山科三条雨水幹線整備事業(28 年度完了予定)のうち,幹線工事(2)実施中(29 年 3 月完了予定) ・花見小路幹線整備事業(30 年度事業完了予定)のうち,幹線工事実施中(29 年度完了予定)
河川整備等と連携した総合的な治水 対策の推進 (重点項目 2)	下水道建設事務所, 計画課, 設計課	<ul style="list-style-type: none"> ・阪急桂駅東側地域(新川流域)における新川 6 号幹線の整備工事実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・新川 6 号幹線事業(30 年度事業完了予定)のうち,幹線(雨水)工事(1)実施中(29 年度完了予定)
浸水被害発生箇所の 解消 (重点項目 2)	下水道部管理課, 下水道建設事務所, 各下水道管路管理センター, 計画課, 設計課	<ul style="list-style-type: none"> ・伏見大手筋地域における伏見第 3 導水きよの整備工事実施 ・山科北部地域における山科川 13-1 号雨水幹線の整備工事実施 ・京都市「雨に強いまちづくり」推進行動計画に基づく取組の推進 ・マンホール蓋の飛散等による被害を防ぐための対策を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・伏見第 3 導水きよ整備事業(31 年度完了予定)のうち,導水きよ工事実施中(30 年度完了予定) ・山科川 13-1 号雨水幹線整備事業(31 年度完了予定)のうち,幹線(雨水)工事実施中(29 年度完了予定) ・京都市「雨に強いまちづくり」推進本部会議等を開催し,推進行動計画に基づく 28 年度の取組を確認 ・地区別検討会を実施し,それぞれの地区の課題に応じた対策を検討 ・空気抜き施設設置工事設計中(29 年 3 月完了予定)

取組項目	担当課	平成 28 年度事業計画	平成 28 年度上半期実施状況
雨水流出抑制の推進 (重点項目 2)	下水道部管理課, 下水道建設事務所 計画課, 設計課	<ul style="list-style-type: none"> 雨水貯留施設設置助成金制度の実施 120 件 雨水浸透ます設置助成金制度の実施 240 基 雨水貯留や雨水浸透による雨水流出抑制の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 助成件数 98 件(9 月末)(目標 120 件) 助成件数 94 基(9 月末)(目標 240 基) 公共建築物や開発行為等における雨水流出抑制施設の設置について指導を実施中

- 5 異臭味問題解消のための高度浄水処理施設の整備

取組項目	担当課	平成 28 年度事業計画	平成 28 年度上半期実施状況
高度浄水処理施設の整備	水質第 1 課, 下水道部管理課,施設課, 蹴上浄水場	<ul style="list-style-type: none"> 高度浄水処理施設整備計画の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 微粉炭注入設備の実験結果を踏まえ、高度浄水処理施設整備計画の見直しを再検討中
原水水質監視の強化 (- 1 - 再掲)			
適正な浄水処理の推進 (- 1 - 再掲)			
浄水処理技術等の調査・研究・開発	水質第 1 課, 下水道部管理課,施設課	<ul style="list-style-type: none"> 日常的な水質情報の収集及びより適切な浄水技術の検討 	<ul style="list-style-type: none"> かび臭除去に関する調査について関係課と協議を実施(6 月, 7 月, 8 月, 9 月)

- 6 水質への不安払拭のための鉛製給水管の解消

取組項目	担当課	平成 28 年度事業計画	平成 28 年度上半期実施状況
鉛製給水管の単独取替えの継続実施	給水課	<ul style="list-style-type: none"> 道路部分の取替件数 12,600 件 	<ul style="list-style-type: none"> 鉛製給水管単独取替工事による道路部分の鉛製給水管解消件 5,090 件(9 月末)(目標 12,600 件) <道路部分の鉛製給水管の割合 5.9%(9 月末)>(目標 3.2%)
補助配水管や配水管の布設替え等に関連した取替えの推進	給水課, 配水課, 水道管路管理センター, 水道管路建設事務所	<ul style="list-style-type: none"> 道路部分の取替件数 4,600 件 	<ul style="list-style-type: none"> 補助配水管や配水管の布設替えに関連した道路部分の鉛製給水管解消件数 156 件(9 月末)(目標 500 件) 漏水修繕等に関連した道路部分の鉛製給水管解消件数 807 件(9 月末)(目標 4,100 件) <道路部分の鉛製給水管の割合 5.9%(9 月末)>(目標 3.2%) 【 I - 6 - ①再掲】
鉛製給水管取替助成金制度の利用促進	給水課	<ul style="list-style-type: none"> 助成件数 80 件 	<ul style="list-style-type: none"> 助成件数 13 件(9 月末)(目標 80 件) 戸別訪問件数 32 件(9 月末)(目標 100 件)

施策目標Ⅱ

環境への負荷の少ない水道・下水道を目指します

本市は、琵琶湖・淀川水系の中流域に位置する地域特性を踏まえ、使用した琵琶湖の水を、きれいにして河川に戻さなければなりません。また、事業活動全般においては、一層の省エネルギーや省資源化を図ることにより、環境への負荷の少ない持続可能な社会に寄与していきます。

さらに、地球環境の保全是、現在（いま）を生きる私たちが直面している喫緊の課題です。本市は京都議定書誕生の地として、積極的な役割を果たしていく必要があります。

《重点推進施策》

- 1 市内河川と下流水域の水環境を守る下水の高度処理の推進
- 2 雨の日も水環境を守る合流式下水道の改善
- 3 市民のくらしと水環境を守る下水道整備の拡大
- 4 環境保全の取組の推進



- 1 市内河川と下流水域の水環境を守る下水の高度処理の推進

取組項目	担当課	平成 28 年度事業計画	平成 28 年度上半期実施状況
下水の高度処理施設の段階的な整備 (重点項目 3)	下水道建設事務所, 計画課, 設計課	・伏見水環境保全センター分流系高度処理施設の整備工事完了	・伏見水環境保全センター分流系反応タンク設備工事実施中(29 年 3 月完了予定)
良好な処理水質の確保	水質第 2 課, 下水道部施設課, 各水環境保全センター	・処理水の継続監視 ・処理水質目標及び管理基準値の継続的な見直し ・管理基準値不適合事例の文書化	・水質管理マニュアルに基づく適正な水質検査を実施 ・各水環境保全センターの処理水質目標及び管理基準値の決定(5 月) ・管理基準値の不適合の原因及び対策の文書化を随時実施
微量化学物質や病原性微生物等の調査・研究	水質第 1 課, 水質第 2 課, 下水道部施設課	・継続的な情報収集と調査研究の実施	・水道クリプトスポリジウム試験方法に係る技術研修を受講(6 月～7 月) ・要監視項目の測定を実施(6 回) ・下水放流水等の大腸菌の測定を実施

- 2 雨の日も水環境を守る合流式下水道の改善

取組項目	担当課	平成 28 年度事業計画	平成 28 年度上半期実施状況
貯留幹線等の整備 (重点項目 3)	下水道建設事務所, 計画課, 設計課	・朱雀地域における朱雀北幹線の整備工事完了 ・伏見北部地域における津知橋幹線の整備工事着手	・朱雀北幹線整備事業(28 年度完了予定)のうち、幹線工事(2)完了 ・付帯施設の整備工事を検討中 ・津知橋幹線整備事業(32 年度完了予定)のうち、幹線工事設計中(31 年度完了予定)
雨天時下水処理の改善 (重点項目 3)	水質第 2 課, 下水道建設事務所, 計画課, 設計課	・雨天時水質検査の実施とその結果に基づく改善効果の確認 ・伏見水環境保全センター合流改善施設の整備工事実施	・雨天時放流水質検査を実施(7 月) ・伏見水環境保全センター合流改善施設(土木)工事実施中(29 年 3 月完了予定) ・伏見水環境保全センター合流改善施設(設備)工事実施中(30 年 3 月完了予定)
雨水吐口からのゴミ等の流出削減	下水道部管理課, 各下水道管路管理センター, 下水道建設事務所, 計画課, 設計課	— (平成 27 年度事業完了)	— (平成 27 年度事業完了)

- 3 市民の暮らしと水環境を守る下水道整備の拡大

取組項目	担当課	平成 28 年度事業計画	平成 28 年度上半期実施状況
北部地域の汚水整備の推進	地域事業課	— (平成 26 年度事業完了)	— (平成 26 年度事業完了)
未整備箇所の汚水整備の推進	下水道建設事務所, 設計課	・汚水整備の推進	・羽束師 2 号幹線工事(3)実施中(29 年度完了予定)
未接続の解消に向けた普及勧奨の推進	地域事業課京北分室	・普及勧奨を継続的に推進	・未接続者に対する個別訪問指導実施中 ・新規接続 11 件(建物の新築に伴う新規接続 1 件及びくみ取りからの切替 10 件)
	下水道部管理課	・普及勧奨を継続的に推進	・戸別訪問による普及勧奨を実施

- 4 環境保全の取組の推進

取組項目	担当課	平成 28 年度事業計画	平成 28 年度上半期実施状況
再生可能エネルギーの利用拡大等による温室効果ガスの削減（重点項目 3）			
太陽光発電設備の設置等による再生可能エネルギーの利用拡大	監理課	・太陽光発電設備（太秦庁舎（山ノ内浄水場跡地における新庁舎））の設置工事完了	・太陽光発電設備（太秦庁舎（山ノ内浄水場跡地における新庁舎））の設置工事実施中（29 年 5 月完了予定）
温室効果ガスの排出削減	監理課	・京都市地球温暖化対策条例に基づく「事業者排出量削減計画書（H26-28）」の実施	・事業者排出量削減報告書（27 年度実績）を提出（7 月）
	水道部施設課，各浄水場	・省エネルギー機器の採用，使用電力の削減 ・総電力使用量の削減	・高効率機器への更新，ポンプ運転台数の最適化の検討 ・浄水場全体の電力使用量 22 年度比 42.3%削減（9 月末）（目標 36%削減）
	下水道建設事務所，下水道部施設課，各水環境保全センター，設計課	・省エネルギー機器の採用，使用電力の削減 ・総電力使用量の削減	・伏見水環境保全センター送風機設備工事実施中（29 年 3 月完了予定） ・水環境保全センター全体の電力使用量 22 年度比 14.3%削減（9 月末）（目標 5.5%削減）
環境マネジメントシステムの継続的運用	総務課，経営企画課，監理課，水道部施設課，下水道部施設課	・本庁舎・事業所等における環境マネジメントシステム（EMS）の運用，省エネルギー等の推進 ・浄水場における EMS の運用，水道水質の維持・向上 ・水環境保全センターにおける EMS の運用，放流水質の維持・向上	・KYOMS（京都市役所環境マネジメントシステム）の取組を実施中 ・本庁舎の 5 所属に対し，局等内点検を実施（9 月） ・独自 EMS（環境マネジメントシステム）の運用による水道水質の維持・向上の取組を実施中 ・独自 EMS（環境マネジメントシステム）の運用による放流水質の維持・向上の取組を実施中
資源循環の推進（重点項目 3）	下水道建設事務所，下水道部施設課，鳥羽水環境保全センター，計画課，設計課	・下水汚泥等の有効利用拡大に向けた検討 ・消化ガス有効活用の拡大に向けた消化タンク等の再整備工事実施 ・消化ガス活用とセメント原料化による汚泥有効利用の推進	・新たな経営計画に向け，下水汚泥等の有効利用に関する方針を検討中 ・鳥羽水環境保全センター汚泥濃縮・消化タンク築造(2) 工事実施中（29 年 12 月完了予定） ・鳥羽水環境保全センター汚泥消化タンク設備工事実施中（30 年 3 月完了予定） ・消化ガスを汚泥焼却炉の燃料等に活用 ・脱水汚泥等のセメント原料化を継続実施中
京都のまちの景観に配慮した施設の整備	水道部管理課，施設課，配水課	・風致地区等における景観配慮を継続実施（蹴上浄水場第 1 高区配水池改良工事完了）	・蹴上浄水場第 1 高区配水池改良工事実施中（29 年 3 月完了予定） 【I-2-①再掲】
環境報告書の作成・公表	監理課，水道部施設課，下水道部施設課	・環境報告書の発行 ・局主催行事に合わせた広報活動の実施	・環境報告書に掲載するデータの時点修正及び紙面構成の見直し中 ・蹴上浄水場及び鳥羽水環境保全センターの一般公開（4 月及び 5 月）でのパネル展示を実施

施策目標Ⅲ

将来にわたって使い続けられるよう

水道・下水道の機能維持・向上に努めます

水道，下水道の施設は，一日たりとも休むことなく稼働しています。これらの施設は造ってしまえば終わりということはなく，古くなったものは更新や改良により，その機能を維持・向上させていく必要があります。将来にわたって水道，下水道が使い続けられるように，老朽化した施設を計画的に更新・改良します。

また，近年の水需要の減少により水道，下水道施設の稼働率が低くなっています。水需要に応じた施設規模の適正化や施設の再編成により，より効率的な事業の運営に努めていきます。

《重点推進施策》

- 1 道路の下でくらしを支える管路施設の改築更新
- 2 基幹施設の機能維持・向上のための改築更新
- 3 水需要に応じた施設規模の適正化及び施設の再編成



- 1 道路の下でくらしを支える管路施設の改築更新

取組項目	担当課	平成 28 年度事業計画	平成 28 年度上半期実施状況
水道配水管の更新の推進 (重点項目 1)	水道部管理課, 給水課, 配水課, 水道管路建設事務所	<ul style="list-style-type: none"> 配水管布設替工事実施 28.7km 【I-2-①一部再掲】 補助配水管布設替工事実施 8km 【I-2-①一部再掲】 	<ul style="list-style-type: none"> 配水管耐震化工事実施中(発注延長の割合 60%, 9 月末) 【I-2-①一部再掲】 補助配水管布設替工事実施中(発注延長の割合 90%, 9 月末) 【I-2-①一部再掲】
下水道管路施設の計画的な点検・改築更新 (重点項目 1)	下水道部管理課, 各下水道管路管理センター, 下水道建設事務所, 計画課, 設計課	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化した下水道管路の調査, 管更生及び布設替工事実施 20km 【I-2-④再掲】 重要な下水道管路の耐震化工事実施 8km 【I-2-⑤再掲】 	<ul style="list-style-type: none"> 管路内調査委託(18)~(20)実施中(29 年 3 月完了予定) 【I-2-④再掲】 経年管老朽化対策工事(16)~(20)実施中(29 年 3 月完了予定) 【I-2-④再掲】 管路内調査委託(24)~(26)実施中(29 年 3 月完了予定) 【I-2-⑤再掲】 管路地震対策工事(27)~(29)実施中(29 年 3 月完了予定) 【I-2-⑤再掲】
漏水防止と有収率の向上	水道部管理課, 給水課, 配水課, 水道管路管理センター, 水道管路建設事務所	<ul style="list-style-type: none"> 配水管及び補助配水管布設替工事実施 36.7km 【Ⅲ-1-①再掲】 鉛製給水管取替工事実施 17,200 件 【I-6-①, ②再掲】 	<ul style="list-style-type: none"> 配水管及び補助配水管布設替工事実施中(発注延長の割合 67%, 9 月末) 【Ⅲ-1-①再掲】 鉛製給水管取替工事実施 6,053 件(9 月末)(目標 17,200 件) 【I-6-①, ②再掲】
浸入水の削減	下水道部管理課, みなみ下水道管路管理センター, 下水道部施設課, 石田水環境保全センター	<ul style="list-style-type: none"> 山科処理区で浸入水の削減対策の調査を行い, 対策工事実施及びその他の対策の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 浸入水対策工事(1)実施中(29 年 3 月完了予定) 浸入水対策工事(2)契約手続き中(29 年 3 月完了予定)

- 2 基幹施設の機能維持・向上のための改築更新

取組項目	担当課	平成 28 年度事業計画	平成 28 年度上半期実施状況
浄水施設等の改築更新 (重点項目 1)	水道部管理課, 施設課, 各浄水場, 疏水事務所	<ul style="list-style-type: none"> 蹴上浄水場第 1 高区配水池改良工事完了【I-2-①再掲】 新山科浄水場高区送水ポンプ及びコントロール盤更新工事実施 松ヶ崎浄水場原水調整弁等更新工事実施 	<ul style="list-style-type: none"> 蹴上浄水場第 1 高区配水池改良工事実施中(29 年 3 月完了予定) 【I-2-①再掲】 新山科浄水場高区送水ポンプ及びコントロール盤更新工事設計実施中(29 年度完了予定) 松ヶ崎浄水場原水調整弁等更新工事契約手続中(29 年度完了予定)
水環境保全センター及びポンプ場の改築更新 (重点項目 1)	下水道部管理課, ポンプ施設事務所, 下水道建設事務所, 下水道部施設課, 各水環境保全センター, 設計課	<ul style="list-style-type: none"> 鳥羽水環境保全センター消化タンク改築更新工事実施 伏見水環境保全センター合流系最初ちんでん池改築更新工事実施 	<ul style="list-style-type: none"> 鳥羽水環境保全センター汚泥濃縮・消化タンク築造(2)工事実施中(29 年 12 月完了予定) 【II-4-③再掲】 鳥羽水環境保全センター汚泥消化タンク設備工事実施中(30 年 3 月完了予定) 【II-4-③再掲】 伏見水環境保全センター合流系最初ちんでん池築造工事(2)実施中(29 年 3 月完了予定) 【I-2-⑤再掲】 伏見水環境保全センター合流系最初ちんでん池設備工事実施中(30 年 3 月完了予定) 【I-2-⑤再掲】
水道未普及地域の解消と京北地域水道及び中川・小野郷水道の再整備等 (- 1 - 再掲)(重点項目 1)			

- 3 水需要に応じた施設規模の適正化及び施設の再編成

取組項目	担当課	平成 28 年度事業計画	平成 28 年度上半期実施状況
3 浄水場体制での安定給水の確保	配水課, 水道管路建設事務所	<ul style="list-style-type: none"> 吉田, 御池, 花園連絡幹線配水管の布設工事実施 【Ⅰ-2-③再掲】 	<ul style="list-style-type: none"> 吉田連絡幹線配水管整備事業(30 年度完了予定)のうち, 幹線配水管布設工事(10)完了(6 月), (11)完了(9 月), (12)実施中(10 月完了) 同工事(13)計画中(当初 28 年度に事業完了する予定であったが, より災害に強いライフラインを構築するため, 新たに(13)工事を実施する予定) 【Ⅰ-2-③再掲】 御池連絡幹線配水管整備事業(33 年度完了予定)のうち, 連絡幹線配水管布設工事(2)契約完了(29 年 3 月完了予定) 【Ⅰ-2-③再掲】 花園連絡幹線配水管整備事業(32 年度完了予定)のうち, 連絡幹線配水管布設工事(2)実施中(29 年度完了予定) 【Ⅰ-2-③再掲】
水環境保全センターの施設規模の適正化	下水道部施設課, 伏見水環境保全センター, 計画課, 設計課	<ul style="list-style-type: none"> 伏見水環境保全センター分流系高度処理施設の整備工事実施 【Ⅱ-1-①再掲】 伏見水環境保全センターの合流改善施設の整備工事実施 	<ul style="list-style-type: none"> 伏見水環境保全センター分流系反応タンク設備工事実施中(29 年 3 月完了予定) 【Ⅱ-1-①再掲】 伏見水環境保全センター合流改善施設(土木)工事実施中(29 年 3 月完了予定) 【Ⅱ-2-②再掲】 伏見水環境保全センター合流改善施設(設備)工事実施中(30 年 3 月完了予定) 【Ⅱ-2-②再掲】
鳥羽・吉祥院処理区の統合 (重点項目 1)	下水道部施設課, 鳥羽水環境保全センター, 計画課, 設計課	<ul style="list-style-type: none"> 鳥羽水環境保全センター及び吉祥院支所の一体的かつ効率的な水処理の運用の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 吉祥院支所の処理機能の縮小に向けた汚水の切り替えに関する技術的な検討を実施中
浄水場排水の下水道での一体処理化 (重点項目 1)	水道部管理課, 施設課, 各浄水場, 下水道部施設課, 各水環境保全センター, 計画課	— (平成 26 年度事業完了)	— (平成 26 年度事業完了)

施策目標Ⅳ

皆さまのご要望におこたえし、

信頼される事業を展開します

水道・下水道は、市民の皆さまに毎日利用していただいている必要不可欠なサービスですが、使うことが当たり前すぎて、日常生活の中では特段意識されない方がほとんどだと言えます。そのため、水道事業、公共下水道事業が持つ意義や実態を正しく再認識していただけるよう、積極的な広報活動、より分かりやすい情報開示の推進等に努めます。併せて、多様化する市民の皆さまのご要望を的確に把握し、迅速に対応していきます。

さらに、地域の皆さまや琵琶湖周辺及び淀川下流域の関係者との協働作業、積極的な情報交換等により、相互の厚い信頼関係の構築に努め、琵琶湖・淀川水系の流域全体としての水環境の保全に取り組みます。

《重点推進施策》

- 1 お客さまが利用しやすい仕組みづくり
- 2 積極的に行動するサービスの充実
- 3 広報・広聴の充実と積極的な情報開示による事業の透明性の確保
- 4 お客さま満足度の向上を目指した料金施策の推進
- 5 地域の皆さまや流域関係者とのパートナーシップの推進



- 1 お客さまが利用しやすい仕組みづくり

取組項目	担当課	平成 28 年度事業計画	平成 28 年度上半期実施状況
お客さまの利便性の向上 (重点項目 4)	お客さまサービス推進室, 各営業所	・様々な機会や手法を活用した受付の検討及び実施	・英語版記入例(給水申込書, 口座振替依頼書, クレジットカード継続払申込書)を営業所及びお客さま窓口サービスコーナーに配置し, 窓口受付等で使用 ・各区役所・支所の日曜開所日に合わせて上下水道局の臨時相談窓口の設置を検討
お客さまが利用しやすい窓口づくり(重点項目 4)			
お客さま窓口サービスの更なる向上	お客さまサービス推進室, 各営業所	・お客さまが利用しやすい窓口づくりを推進するための施策の検討・実施	・手話使用者への理解を深める研修の内容を決定 ・各区役所・支所の日曜開所日に合わせて上下水道局の臨時相談窓口の設置を検討
各庁舎の整備	総務課, 経営企画課, お客さまサービス推進室, 監理課	・西部営業所を含む太秦庁舎(山ノ内浄水場跡地における新庁舎)工事実施	・太秦庁舎建設(29年5月完了予定)に係る地上躯体工事及び設備工事継続実施中 【I-3-②再掲】
お客さまへの情報提供の充実			
上下水道に関する情報検索システムの構築	総務課	・ホームページ等の管理・運営	・1日平均アクセス数 818 件(9月末)(目標 1,092 件(過去3箇年の最高値)以上)
管路情報管理システムのデータ更新と機能拡充	水道部管理課	・地域水道データの構築 ・最新データへの迅速な更新及び機能拡充	・初期及び再整備施設のデータ構築について, しゅん工区等の資料ファイリング及び 1/2,500 図面データを作成中 ・計画的なデータ更新を継続実施中
	下水道部管理課	・最新データへの迅速な更新及び機能拡充	・計画的なデータ更新を継続実施中

- 2 積極的に行動するサービスの充実

取組項目	担当課	平成 28 年度事業計画	平成 28 年度上半期実施状況
上下水道局営業所の抜本的再編 (重点項目 4)	お客さまサービス推進室, 水道部管理課, 給水課, 配水課	・東部営業所(東山・山科営業所担当区域)の開設 ・営業所の再編についてお客さまへの周知活動の実施	・東部営業所開設(4月) ・西部営業所の再編についてお客さまへの周知方法を検討
出前トークや環境教育の充実 (重点項目 4)	総務課	・出前トークの実施 ・環境教育の実施	・出講件数 3 回(9月末)(目標は 9 回(過去 3 箇年の最高回数)以上) ・市内全小学 4 年生(一部 3 年生)への啓発品(リーフレット, クリアホルダー)の配布(8月)
	各浄水場, 各水環境保全センター	・施設見学の受入	・浄水場見学者数 8,212 人受入 ・水環境保全センター見学者数 3,625 人受入
お客さま訪問サービスの実施 (重点項目 4)	お客さまサービス推進室, 各営業所	・「水道便利袋」を活用したお客さま訪問サービスの充実の検証, 拡大 ・高齢者相談等の訪問サービスの検討・実施 ・メーター点検訪問時の広報物配布による事業PRの検討・実施	・はがき版クレジットカード継続払申込書の配布を継続(14,716 件, 9月末) ・高齢者等への新たなお客さまサービス実施に当たっての課題を整理 ・事業 PR のために広報用リーフレットを作製し, メーター点検訪問時に配布(9~10月)
貯水槽水道の管理への助言・指導の充実	給水課	・貯水槽水道管理者への戸別訪問の実施 3,000 件	・貯水槽水道管理者への戸別訪問調査業務委託の実施時に, パンフレット配布(7月~)

- 3 広報・広聴の充実と積極的な情報開示による事業の透明性の確保

取組項目	担当課	平成 28 年度事業計画	平成 28 年度上半期実施状況
広報・広聴計画の策定・充実	総務課	・広報・広聴計画の策定と充実	・既存事業や新規事業について企画中
積極的な情報発信と分かりやすい情報開示等による広報機能の充実（重点項目 4）	総務課, 経営企画課, お客さまサービス推進室, 各営業所	・ホームページ等様々な媒体を用いた広報 ・イベント等の機会を捉えた広報 ・事業内容や経営情報等の積極的な情報開示	・各媒体による広報活動を実施 ・「おいしい！大好き！京(みやこ)の水キャンペーン」の実施(7月～9月) ・市民イベントにおいて、水道事業・公共下水道事業のPRブースを出展(6箇所, 9月末) ・幼年期向けの事業 PR 用紙芝居の制作に着手 ・鳥羽環境保全センター及び蹴上浄水場一般公開,「おいしい！大好き！京(みやこ)の水キャンペーン」などの上下水道局イベントにおいて、花の苗や種を配布 ・各区ふれあいまつりなどにおいて花の種を配布するとともに、各局区等が実施する事業において市民への啓発品として花の種を提供 ・京の水飲みスポット(水飲み場)の設置の促進 ・交通局との共同事業として京都駅における「京(みやこ)の駅ミスト」、四条通における「京(みやこ)のにぎわいミスト」を実施 ・市内の保育所等約 100 施設に簡易型ミスト装置をモニター設置する「澄都くと元気にミストシャワー」を実施 ・京エコロジーセンターに簡易ミスト装置を設置 ・市内のミスト装置設置状況調査を実施(8～9月) ・総務省「経営比較分析表」や経営審議委員会の意見等を踏まえた 28 年度経営評価(27 年度事業)を作成し、公表(9月) ・決算概要の広報資料について、グラフや図、写真を用いたわかりやすい資料への見直しを実施
広報関連イベントの展開	総務課 経営企画課, 水道部施設課, 疏水事務所	・広報関連イベントの継続的な実施、内容の充実 ・「琵琶湖疏水通船復活」事業の本格実施に向けた検討	・「おいしい！大好き！京(みやこ)の水キャンペーン」の実施(7月～9月) ・下水道の日(9月10日)街頭キャンペーンを向日市と共同で実施 ・27 年春・秋の試行事業に引続き、28 年春(4月)に 3 回目となる試行事業を実施し、旅行商品によるグレードの高い通船を核とした企画を展開 ・「琵琶湖疏水船下り実行委員会」を開催(6月, 8月) ・本格事業化に向け、採算性の課題をはじめとした解決策の検討や、関係団体、監督省庁との協議を実施
お客さまの声を反映するための広聴機能の充実（重点項目 4）	総務課, 経営企画課, お客さまサービス推進室	・上下水道モニター制度の実施 ・イベント等におけるアンケートの実施 ・水道使用量等実態調査、大口使用者に対する使用状況調査の実施 ・水に関する意識調査の結果の分析、公表	・モニター委嘱式を実施 ・水道施設見学会(蹴上浄水場)を実施(7月) ・鳥羽・蹴上一般公開でのアンケートを実施 ・水道使用量等実態調査:調査項目を検討 ・大口使用者に対する使用状況調査:実施に向けて調査項目等の見直しを検討(第 3 四半期実施予定) ・「平成 27 年度水に関する意識調査」の調査結果をまとめた報告書本冊を作成し、公表(8月)

- 4 お客さま満足度の向上を目指した料金施策の推進

取組項目	担当課	平成 28 年度事業計画	平成 28 年度上半期実施状況
料金制度・料金体系の見直し (重点項目 4)	経営企画課, お客さまサービス推進室	<ul style="list-style-type: none"> 料金制度の運用と継続的な点検, 検討 地下水利用専用水道設置者の水道施設維持経費の負担の適正化を図るための制度創設 	<ul style="list-style-type: none"> 「平成 27 年度水に関する意識調査」の料金制度に関する意見を集約し, 分析を実施 水道施設維持負担金制度(仮称)の創設についてのパブリックコメントを実施 制度の詳細, 運用体制等について局内で協議
多様な料金支払方法の導入 (重点項目 4)	お客さまサービス推進室	<ul style="list-style-type: none"> クレジットカード継続払制度の運用 	<ul style="list-style-type: none"> はがき版クレジットカード継続払申込書の配布を継続(14,716 件, 9 月末) 【IV-2-③再掲】 広報用リーフレットにクレジットカード継続払制度の記事を掲載し, メーター点検訪問時に配布(9~10 月) <口座振替及びクレジットカード継続払利用率 82.2%(9 月末)>(目標 82.3%)
口座振替利用者へのサービス拡大 (重点項目 4)	お客さまサービス推進室, 各営業所	<ul style="list-style-type: none"> 口座振替利用者を対象とした割引制度の運用 開栓時及び開栓3箇月後の口座勸奨を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 広報用リーフレットに口座振替割引制度の記事を掲載し, メーター点検訪問時に配布(9~10 月) 開栓時にお客さまにお渡しする「水道便利袋」に口座振替依頼書を封入(18,378 件, 9 月末) 開栓 3 箇月後に「口座勸奨はがき」の送付を実施(9,854 件, 9 月末) <口座振替及びクレジットカード継続払利用率 82.2%(9 月末)>(目標 82.3%) 【IV-4-②再掲】
民間分譲マンションの水道メーター各戸検針・各戸徴収サービスの実施	お客さまサービス推進室, 各営業所, 給水課	<ul style="list-style-type: none"> サービスの実施, PR の推進 サービス充実に向けての制度等の研究・検討 	<ul style="list-style-type: none"> 71 件についてサービスを実施中 他都市の制度に関して収集した情報に基づき, サービス充実に向けての調査及び課題を検討中

- 5 地域の皆さまや流域関係者とのパートナーシップの推進

取組項目	担当課	平成 28 年度事業計画	平成 28 年度上半期実施状況
流域における連携の推進	水質第 1 課, 水質第 2 課, 水道部施設課	<ul style="list-style-type: none"> 淀川水質汚濁防止連絡協議会や琵琶湖・淀川水質保全機構への参加と情報の収集 	<ul style="list-style-type: none"> 琵琶湖・淀川生物障害等調査小委員会(4 月, 7 月)に参加 琵琶湖・淀川生物障害等調査小委員会の南湖合同調査(5 月, 9 月)及び琵琶湖全域調査(8 月)の実施 淀川水濁協実施の水質事故対応講習会に参加(6 月)
	計画課, 下水道部施設課	<ul style="list-style-type: none"> 大阪湾再生推進会議における活動 	<ul style="list-style-type: none"> 大阪湾再生推進会議における情報共有, 意見交換を実施中
下水道利用に関する啓発・指導	下水道部管理課, 施設課	<ul style="list-style-type: none"> 下水道接続勸奨を継続的に推進 事業場排水の監視指導を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 戸別訪問による普及勸奨を実施 監視のための水質検査 1,076 回(9 月末) 指導のための業務出動 695 回(9 月末)
琵琶湖疏水の適切な維持管理	水道部管理課, 施設課, 疏水事務所	<ul style="list-style-type: none"> 水路閣管理計画に基づくモニタリングと維持管理の実施 史跡指定箇所点検と補強改良 哲学の道散策路整備 岡崎地域活性化ビジョンにおける取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 水路閣管理計画に基づくモニタリングと維持管理に係る契約完了 補修工事に係る基本, 実施設計委託契約準備中 史跡指定箇所第 1 トンネル入口及び出口部分の点検を実施 哲学の道散策路整備に係る契約準備中 疏水施設や樹木等の維持管理作業継続実施中

施策目標 V

経営基盤を強化し、将来にわたり

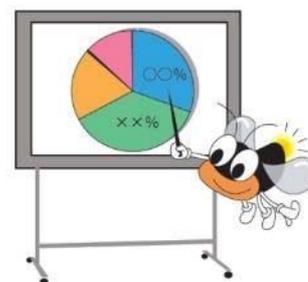
安定した経営を行います

水道・下水道は、市民の皆さまにお支払いいただいている水道料金、下水道使用料によってその運営が支えられています。節水型社会の定着に伴い、水需要が減少し、料金収入が減収することにより、財政状況が厳しさを増す中で、将来にわたって安定した経営が行えるよう、より一層効率的・効果的な事業運営を行うことで、財政基盤の強化に努めます。

また、施設や技術管理の一元化など上下水道一体体制による効率的な事業運営を進めるとともに、人材育成、知識・技術の継承・発展、国際貢献等を推進します。

《重点推進施策》

- 1 経営環境の変化に対応した経営の効率化
- 2 持続可能な事業運営のための財務体質の強化
- 3 上下水道一体体制の効率的な事業運営
- 4 人材の育成や技術の継承・発展と国際貢献の推進



- 1 経営環境の変化に対応した経営の効率化

取組項目	担当課	平成 28 年度事業計画	平成 28 年度上半期実施状況
事業の効率化の推進 (重点項目 5)	経営企画課, 職員課, お客さまサービス推進室, 監理課, 水道部管理課, 下水道部管理課, 施設課	・第 5 期効率化推進計画に基づく組織・業務の再編 ・職員定数の削減△22 名	・28 年度組織改正の実施 ・職員定数の削減△22 名実施
民間活力の導入の推進	総務課, お客さまサービス推進室, 水道部管理課, 下水道部管理課, 施設課	・民間委託の拡大の推進	・文書交換業務の委託範囲を拡大し、本庁舎及び全事業所において民間委託を開始 ・水道メーター試験業務の委託拡大(資器材・防災センター) ・平日の水道開閉栓作業の委託開始(北部営業所, 南部営業所) ・作業委託後の諸課題の抽出, 整理
地域事業の水道・公共下水道事業への統合(重点項目 5)			
地域水道	総務課, 経営企画課, 職員課, 経理課, 用度課, お客さまサービス推進室, 監理課, 地域事業課, 水道部管理課	・統合に関する諸手続き等の完了 ・国等への統合に関する認可変更の完了 ・効率的な維持管理体制の決定	・財政収支見通しに係る所属ヒアリングの実施 ・条例改正案を 9 月市会へ提案 ・料金システムの改修について検証作業を継続実施 ・認可変更に係る概要書の提出 ・概要書に係る質問書等を含めた厚生労働省との協議を継続 ・維持管理業務の内容・実施体制等の検討 ・水道管路管理システムへの取込み作業委託の契約
特定環境保全 公共下水道	総務課, 経営企画課, 職員課, 経理課, 用度課, お客さまサービス推進室, 監理課, 地域事業課, 下水道部管理課	・統合に関する諸手続き等の完了 ・効率的な維持管理体制の決定	・財政収支見通しに係る所属ヒアリングの実施 ・条例改正案を 9 月市会へ提案 ・料金システムの改修について検証作業を継続実施 ・維持管理業務の内容・実施体制等の検討 ・下水道台帳管理システムへの取込み作業委託の契約
経営分析手法の充実や積極的な経営情報の開示	経理課, 総務課	・地方公営企業会計制度の見直しに対応した情報の開示 ・地域事業を含めた一体的な経営情報の開示	・決算の広報資料や参考資料で会計制度見直しに伴う変更点や旧会計基準と比較した経営情報を開示 ・決算の広報資料などで地域事業を合わせた経営情報を掲載
経営評価の活用等による P D C A サイクルの推進	経営企画課	・局運営方針の策定・実践 ・経営評価の実施, 第三者評価の充実 ・水に関する意識調査による市民意識・ニーズ等の把握	・上下水道局運営方針及び事業推進方針の策定・公表(5 月) ・第 1 四半期の進捗状況を確認(8 月) ・総務省「経営比較分析表」や経営審議委員会の意見等を踏まえた 28 年度経営評価(27 年度事業)を作成し, 公表(9 月) ・経営審議委員会において水道事業・公共下水道事業に係る審議の実施(7 月, 9 月) ・「平成 27 年度水に関する意識調査」の調査結果をまとめた報告書本冊を作成し, 公表(8 月) 【IV-3-④再掲】
企業力向上のための組織改革の推進	経営企画課, 職員課	・組織の見直し ・見直しに伴う課題の抽出, 更なる組織改革の検討	・28 年度組織改正の実施【V-1-①再掲】 ・次年度以降の組織改正等の計画についてヒアリング等実施中 ・「うるおいのしずくプロジェクト」等, 業務改善の取組を実施中

取組項目	担当課	平成 28 年度事業計画	平成 28 年度上半期実施状況
業務の高度情報化の推進	経営企画課, 職員課, 経理課, お客さまサービス推進室, システム所管課	<ul style="list-style-type: none"> 高度情報化推進計画の策定 地域水道等の統合に向けた料金、財務システムの検討、改修 機構改革や制度変更に合わせた財務、人事、給与等システムの改修、充実 新技術等に応じたセキュリティ対策の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 関係各課に対する情報化事業計画に係るヒアリングを実施 高度情報化推進計画の策定に向けて準備中 地域水道等の統合に向けた料金システムの改修及びデータ整備を計画どおり継続中 財務会計システムの改修範囲や内容について検討し、仕様を確定 物品契約の電子入札拡大について、通常型指名競争入札から参加希望型指名競争入札へも含めての協議を実施 債権者登録払制度に向けたシステム改修を継続実施 マイナンバー制度の導入に伴うシステム改修について、第1回システムリリースを検討(10月に実施) イントラネットセキュリティ対策機器群の一部及びメールサーバの更新に向けて準備中

- 2 持続可能な事業運営のための財務体質の強化

取組項目	担当課	平成 28 年度事業計画	平成 28 年度上半期実施状況
企業債残高の削減 (重点項目 5)	経理課	<ul style="list-style-type: none"> 高金利企業債の補償金免除繰上償還制度、借換制度の要望、活用 自己資金の活用による起債残高の削減 	<ul style="list-style-type: none"> 機会あるごとに、補償金免除繰上償還制度の創設を要望 利益処分の実施による企業債の発行抑制
未納金徴収体制の強化 (重点項目 5)	お客さまサービス推進室, 各営業所	<ul style="list-style-type: none"> 特別滞納整理班の設置(東部営業所) 	<ul style="list-style-type: none"> 特別滞納整理班(東部営業所)とお客さまサービス推進室の連携による未収金削減に向けた取組を実施中
保有資産の有効活用 (重点項目 5)	総務課, 経営企画課, 経理課	<ul style="list-style-type: none"> 未利用地等の売却、有償貸付の推進 「琵琶湖疏水通船復活」事業の本格実施に向けた検討 【IV-3-③再掲】 多角的な広告事業の実施 別段預金平均残高の目標額を設定し、効率的な資金運用を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 伏見水環境保全センター北西側用地を売却 元翠明荘等未利用地について、境界明示を実施中 27年春・秋の試行事業に引続き、28年春(4月)に3回目となる試行事業を実施し、旅行商品によるグレードの高い通船を核とした企画を展開 【IV-3-③再掲】 「琵琶湖疏水船下り実行委員会」を開催(6月, 8月) 【IV-3-③再掲】 本格事業化に向け、採算性の課題をはじめとした解決策の検討や、関係団体、監督省庁との協議を実施 【IV-3-③再掲】 「水道使用水量のお知らせ」裏面への広告掲載の継続実施 ホームページバナー広告掲載の実施(随時) 各会計の28年4~9月の別段預金(無利息の決済用資金)平均残高を8億円未満(目標)に抑制

取組項目	担当課	平成 28 年度事業計画	平成 28 年度上半期実施状況
上下水道サービスを持続していくための効率的な再投資 (重点項目 5)	水道部各課, 下水道部各課	・建設事業計画の策定・実施	・28 年度上水道施設整備事業計画に基づき, 事業を実施中 ・28 年度公共下水道建設事業計画に基づき, 事業を実施中 ・実施の優先度を踏まえ, 29 年度の下水道建設事業計画の策定に着手
	総務課, 経営企画課, お客さまサービス推進室, 監理課	・西部営業所を含む太秦庁舎(山ノ内浄水場跡地における新庁舎)工事実施 【IV-1-②再掲】	・太秦庁舎建設(29年5月完了予定)に係る地上躯体工事及び設備工事継続実施中 【IV-1-②再掲】
	経営企画課, 監理課, 地域事業課 水道部管理課, 計画課	・水道及び下水道施設マネジメント計画(仮称)の策定・運用 ・水道施設のアセットマネジメントシステム構築に着手	・本市の「京都市公共施設マネジメント計画」を踏まえ, 「水道及び下水道施設等マネジメント基本計画」(仮称)の策定に向けて局内協議を実施 ・施設情報データ取得とアセットマネジメントのソフトウェア開発に係る設計委託を準備中
水道・下水道工事等におけるコストの縮減	総務課, 監理課, 水道部管理課, 設計課	・国や京都市の方針を受けた新たな削減の取組の実施	・第1回技術管理部会(8月)において, 26年度, 27年度に作成した取組事例集の周知を行い, 工事等における積極的な活用を推進
経営の健全性を確保するための引当金の新設・見直し	経理課	・引当金の計上	・29年度予算への計上に向けての引当金の算定作業中
新たな増収策の検討・推進	総務課, 経営企画課, お客さまサービス推進室, 水道部管理課, 施設課, 疏水事務所, 下水道部管理課, 施設課, 下水道建設事務所, 設計課	・未利用地等の売却, 有償貸付の推進 【V-2-③再掲】 ・「琵琶湖疏水通船復活」事業の本格実施に向けた検討 【IV-3-③再掲】 ・多角的な広告事業の実施 【V-2-③再掲】 ・様々な機会・媒体を通じた広報 【IV-3-②再掲】 ・大規模太陽光発電の設置, 運用, 売電の実施	・伏見水環境保全センター北西側用地を売却 【V-2-③再掲】 ・元翠明荘等未利用地について, 境界明示を実施中 【V-2-③再掲】 ・27年春・秋の試行事業に引続き, 28年春(4月)に3回目となる試行事業を実施し, 旅行商品によるグレードの高い通船を核とした企画を展開 【IV-3-③再掲】 ・「琵琶湖疏水船下り実行委員会」を開催(6月, 8月) 【IV-3-③再掲】 ・本格事業化に向け, 採算性の課題をはじめとした解決策の検討や, 関係団体, 監督省庁との協議を実施 【IV-3-③再掲】 ・「水道使用水量のお知らせ」裏面への広告掲載の継続実施 【V-2-③再掲】 ・ホームページバナー広告掲載の実施(随時) 【V-2-③再掲】 ・市民イベントにおいて, 水道事業・公共下水道事業のPRブースを出展(6箇所, 9月末) 【IV-3-②再掲】 ・大規模太陽光発電の売電継続(新山科浄水場, 松ヶ崎浄水場) ・大規模太陽光発電の売電継続(鳥羽水環境保全センター, 石田水環境保全センター)
給与制度の点検・見直し	職員課	・給与及び手当の点検, 見直しの実施 ・職員給与等の分かりやすい情報開示の推進	・今年度の給与・手当の課題について整理・検討 ・情報開示する人件費等に関して, ホームページへの掲載準備を実施

- 3 上下水道一体体制の効率的な事業運営

取組項目	担当課	平成 28 年度事業計画	平成 28 年度上半期実施状況
上下水道会計の連結と一体的な財務運営の推進	経理課	<ul style="list-style-type: none"> ・連結財務諸表の作成 ・資金の一元管理 ・地域事業の統合準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・水道事業・公共下水道事業を連結した損益計算書及び貸借対照表を作成し、ホームページで公表するとともに、経営評価の冊子に掲載 ・短期金融商品を活用した急な資金需要への備え(繰替運用の必要な状況発生なし) ・地域事業に係る 29 年度予算の概算要求を取りまとめ ・貸借対照表の作成に向け資産評価の実施 ・勘定科目の設定に向け他都市調査の実施
上下水道技術の一元監理の推進	職員課, 監理課, 水道部管理課, 施設課, 給水課, 配水課, 下水道部管理課, 下水道建設事務所, 下水道部施設課, 計画課, 設計課	<ul style="list-style-type: none"> ・技術基準等の点検, 見直し及び改定作業を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行版の工事共通仕様書の記載内容確認中 ・第 1 回技術管理部会において改定の内容確認及び進め方について協議(8 月)
水道・下水道の水質管理業務の一元化 【 - 3 - 一部再掲】	水質第 1 課, 水質第 2 課, 地域事業課	<ul style="list-style-type: none"> ・技術協力会議の継続的な開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・第 1 回水質管理センター技術協力会議を実施(5 月) ・水質分析に関する技術研修を実施(6 月) ・水質第 2 課による研究発表会を実施(7 月) ・下水汚泥の放射性物質測定に係る検討を実施(8 月) ・下水放流水, 焼却灰の放射性物質測定及び研修を実施(8 月)
浄水場排水の下水道での一体処理化 (- 3 - 再掲)			

- 4 人材の育成や技術の継承・発展と国際貢献の推進

取組項目	担当課	平成 28 年度事業計画	平成 28 年度上半期実施状況
人材活性化に向けた取組の強化 (重点項目 5)	職員課, 監理課	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成基本方針「企業力向上プラン」の着実な実践 ・職員研修の充実 ・民間企業との交流の充実の検討・実施 ・人事制度の整備, 評価制度の活用 of 検討・実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成基本方針「企業力向上プラン」の 28 年度取組項目の着実な実践 ・職員育成計画に沿った研修の実施及び実施した局研修の分析・評価 ・民間企業(大阪ガス)派遣研修実施の検討 ・日本水道協会研修国際部国際課への水道事業体派遣の実施 ・地方公務員法に基づく人事評価制度の運用 ・人事評価研修の対象者拡大(主事級以下に拡大)
職員の意欲・やる気を引き出す取組の充実 (重点項目 5)	総務課, 職員課	<ul style="list-style-type: none"> ・職員提案制度の継続した周知による推進及び表彰制度との連携の検討 ・自主研修助成要綱の運用 ・日本水道協会平成 28 年度全国会議に向けた研究発表の充実 ・業務監察・サービス監察の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員提案目標件数(100 件)達成に向け, 庁内誌「すいどう」や庁内メール等により提案啓発・周知 ・自主研修の支援(資料の閲覧) ・事務部門から 12 件, 技術部門から 13 件の合計 25 件の研究発表論文を提出 ・各事務の年度末及び年度当初の対する業務監察を実施(48 所属) ・出勤時等のサービス監察を実施(234 回)
職員の能力発揮のための職場環境の整備 (重点項目 5)	職員課	<ul style="list-style-type: none"> ・産業医や保健師を活用した安全衛生, 健康管理の充実 ・働きやすい職場づくりの実施及び改善 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期健康診断の実施 ・産業医による職場巡視の実施 ・メンタルヘルスセルフケア講座の実施 ・ストレスチェックの実施

取組項目	担当課	平成 28 年度事業計画	平成 28 年度上半期実施状況
国際協力事業の 推進と国際貢献を 支える人材の育成 (重点項目 5)	経営企画課, 職員課, 水道部施設課, 下水道部管理課, 計画課, 設計課	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道グローバルセンター(GCUS)等の活動に参画し, 国や他都市の情報収集 ・日本水道協会研修国際部国際課への職員派遣による海外水道事業の情報収集 ・海外研修, 視察の受入れ等による国際協力の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・GCUS 運営委員会等に出席し, 国や他都市の情報収集を実施中 ・日本水道協会研修国際部国際課への水道事業体派遣中 【V-4-①再掲】 ・JICA 研修「都市上水道維持管理(浄水・水質コース(A))」を大阪市と協働して実施 ・日水協受託, さいたま市受託 JICA 研修に係る技術視察の実施
知識・経験や 技術・技能の継承 (重点項目 5)	経営企画課 職員課, 監理課 水道部管理課 下水道部管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・OJT 等を活用した技術研修の実施 ・ナレッジマネジメントの本格運用 ・水道の体験型研修施設の整備 ・近隣自治体への技術支援等の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・職員研修実施計画に基づく, 技術研修の実施(局研修 6 月 3 回, 7 月 1 回, 9 月 1 回及び各所属による職場研修の実施) ・各所属でのナレッジマネジメントの運用 ・各所属でのナレッジマネジメントの取組充実のためのフォローアップ調査を実施(8 月) ・施設の運営方針等を検討中 ・体験型研修施設の設計中 ・市長村水道事業連絡会議(京都府主催)に参加 ・経営政策担当部長が「京都水道グランドデザイン」(仮称)検討委員会の委員に就任し, 参画 ・京都府とともに, 他都市の先進事例調査を実施
大学や研究機関 との連携等による 技術の開発及び 向上	総務課, 監理課, 水質第 1 課, 水質第 2 課, 水道部施設課, 下水道部施設課	<ul style="list-style-type: none"> ・技術開発等に係る調査・研究の実施 ・日本水道協会全国会議における大学等との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・局と外部機関との共同研究制度に係る要綱等を制定し, 申請があった提案型共同研究 2 件について, 審査委員会を開催(9 月) ・国の研究に対する大学, 研究機関と連携した研究協力の実施(6 月) ・琵琶湖環境科学研究センターとの共同研究に関する情報交換会(5 月)に参加 ・京都府下の大学生, 工業高等専門学校及び工業高校の生徒に対する全国会議への参加補助制度を創設(日本水道協会京都府支部の予算を活用) ・参加支援制度利用申込者数は合計 138 名

《 用語解説（五十音順） 》

アセットマネジメント 施設に係る現状と課題を分析し、効率的かつ効果的な維持修繕による長寿命化や施設保有量の最適化など、保有する施設を資産として最適に維持管理し、有効活用を図る取組。

異臭 かび臭や生ぐさ臭等、本来水道水には存在しない臭いがすること。これらは、主に水道水のもととなる原水を取水している湖沼や河川において、異臭の原因物質を産出するプランクトンが大量繁殖することによって引き起こされる。かび臭の原因物質にはジェオスミンと2-メチルイソボルネオールがあり、琵琶湖には、これらの原因物質を産出するプランクトンとして、アナベナ(ジェオスミン)、オシラトリア(2-メチルイソボルネオール)等がある。また、生ぐさ臭の原因となるプランクトンとしてはウログレナ等がある。

雨水吐口 合流式下水道において、降雨時に一定量以上の排水を河川などに放流するための施設のこと。汚水混じりの雨水やゴミなどが放流されるため、改善対策を進めている。

雨水流出抑制 雨水を一時的に貯留したり、地下に浸透させたりすることによって、短時間に大量の雨水が下水管や河川に流れ出さないようにすること。

環境報告書 事業者が、自らの事業活動によって生じる環境負荷や環境に対する考え方、取組等を社会に対して定期的に公表するもの。

管理基準値 処理水質目標値(年平均)を遵守するために設定した値で、処理水の年間の測定値を低い順に整理したときの97%に当たる値。この値を超過した際には、その原因と対策を調査し、文書化している。こうした取組により問題点を明らかにし、処理水質の向上を図っている。

管路情報管理システム(マッピングシステム) コンピュータの地図上に、水道管の布設状況を表示できるシステム。水道管などの膨大な水道施設の図面情報を一元管理することができる。水道埋設管に関する問い合わせに迅速に対応できるほか、水道管の事故発生時には、復旧作業の迅速化を支援し、早期復旧に役立つ。なお、下水道管についても同様のシステムにより運用している。

魚類監視装置 飼育メダカの行動パターンを解析し、毒物の流入を連続監視する装置のこと。

繰替運用 資金不足時に実施する会計間の短期の資金融通のこと。

クロロフィル計(蛍光光度計) 植物プランクトンに含まれる特定色素の量を計測する機器であり、アオコなどの流入監視ができる。

下水道グローバルセンター(GCUS) 計画・建設から管理・運営に至るまで、日本の産学官のノウハウを結集し、海外で持続可能な下水道システムを普及させるための活動を行う機関。

原水pH調整設備 原水のpHが高いと凝集剤の効果が低下するため、炭酸ガスを注入し原水pHを下げて浄水処理の向上を図るための設備のこと。

高機能ダクタイル鋳鉄管 地震発生時の振動等による離脱を防止する機能のついた継手を持ち、鉄管をポリエチレンスリーブで巻き、さらに内面にエポキシ樹脂粉体塗装をしたダクタイル鋳鉄管のこと。地震に強く、丈夫で長持ちし、安全・安心に水を供給することができる。

工事共通仕様書 工事に係わる工事請負契約約款及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、契約の適正な履行の確保を図るためのもの。

高度浄水処理 通常行っている浄水処理では取り除くことが困難な臭気物質やトリハロメタン等を取り除く処理のことをいう。一般的には、粒状活性炭による吸着やオゾン処理による酸化分解によって行う。

高度処理(下水) 下水処理で通常行われる二次処理より良好な水質が得られる処理のこと。通常の二次処理の除去対象水質の向上を目的とするものや、二次処理では十分除去できない物質(窒素、りん等)の除去率向上を目的とするものがある。

合流式下水道 汚水と雨水を同一の管きよで集め、処理する下水道の方式。これに対し、汚水と雨水を別々の管きよで集める方式を「分流式下水道」という。

災害用マンホールトイレ 公共下水道管路の「マンホール」の上に「簡易トイレ」を乗せ、下水道管路を直接トイレとするものであり、災害時にも安心なまちづくりを進めるため、多くの人が避難する避難所や広域避難場所において整備を進めている。

債権者登録払制度 あらかじめ財務会計システムに口座等の債権者情報を登録しておき、上下水道局からの支払時に当該口座に振り込む制度のこと。

消化ガス 下水の処理過程で発生する汚泥について、本市においては脱水・焼却の前段階に消化という処理を行っている。消化とは微生物の働きにより汚泥中の有機物を分解する処理のことであり、その副産物としてメタンを主成分としたガスが発生する。このガスのことを消化ガスといい、汚泥焼却炉の燃料の一部として利用している。

上下水道局業務継続計画(震災対策編) 大規模な地震災害時の様々な制約下にあっても、非常時優先業務を適切に執行することを目的とした計画のこと。

水道便利袋 口座振替依頼書、水道メモ(上下水道に関する手続きや料金等について掲載したパンフレット)、京都市上下水道局からのお知らせ(お支払方法の変更案内や悪質業者への注意喚起に関するチラシ)、京の水宣言(京の水を「おいしい」「大好き」と宣言するためのチラシ)、及びマグネット(管轄の営業所等の連絡先を記載したものを封入したもの)。

水道 G L P 水道水質検査優良試験所規範のこと。検査の信頼性の確保策として、優良試験所規範（G L P）の制度があり、食品や医療の分野で導入されている。水道水質検査については、（公社）日本水道協会が水道 G L P として認定業務を行っており、水道事業者等が水道 G L P の認証を受けることで、自ら行う水質検査の精度管理の向上と検査結果の信頼性が確保される。水道 G L P 制度では、4 年毎に更新認定審査が行われ、正確な検査を実施する体制や技術力が継続して維持されていることが判定される。

地域水道 給水人口が 5,000 人以下の水道のこと。

地方公営企業会計制度の見直し 昭和 41 年以来大きな改定が行われていなかった公営企業会計制度について、民間企業会計基準等との整合性を図る必要性などから、全面的な見直しが行われたもの（資本制度の見直しは平成 24 年度から、会計基準の見直しは平成 26 年度から）。

直結式給水 給水装置の末端である給水栓までを配水管の水圧を利用して給水する方式のこと。一方、給水管によって運ばれた水道水を一旦受水槽に貯めたうえで、ポンプを使って高置水槽にくみ上げ、自然流下により給水する方式を受水槽式給水という。受水槽式給水には水量の調整や地震時の飲料水の確保という利点はあるが、維持管理上の負担はもとより、その管理が不十分な場合、衛生上の問題が生じる可能性がある。

電子入札 入札を参加業者が 1 カ所に集まって行うのではなく、事務所・自宅などでインターネットを使用して行う入札のこと。

導水施設 水道水のもととなる原水を、浄水場まで運ぶトンネルや管のこと。京都市には、琵琶湖疏水から各浄水場、宇治川から新山科浄水場を結ぶ導水トンネルや導水管がある。

特定環境保全公共下水道 処理対象人口が 10,000 人以下の公共下水道のこと。

ナレッジマネジメント 個人の知識・技術（ナレッジ）を職場で共有し、ノウハウとして蓄積していく手法のこと。

配水池 配水する区域の水の需要量に応じて、適切に水を配るため、浄水場から送られた水道水を一時的に貯めておく施設のこと。配水量の時間変動を調整する機能がある。

引当金 正確な期間計算及び財政状態の適正な表示を行うために、将来の特定の費用又は損失を負債又は資産に計上するとともに、当該事業年度の負担に帰すべき引当額を費用に計上するもの。退職給付引当金、貸倒引当金等がある。

微量化学物質 微量で環境等に影響を及ぼす可能性のある物質の総称。近年、医薬品や環境ホルモン等未規制の物質が注目されている。

別段預金 無利息の決済用預金のこと。

補償金免除繰上償還制度 企業債の繰上償還を行う場合、後年度の利子相当分を補償金として支払う必要があるが、平成 24 年度までの特例措置として繰上償還に係る補償金が免除される制度のこと。繰上償還とともに低金利の企業債に借り換えることで、支払利息が軽減される。

補助配水管 直接給水装置を取り付けるための配水管のうち、管網を形成せず行き止まりになっている口径 25 ~ 75mm の管のこと。

水安全計画 水源から給水栓までの各過程で問題となる水質項目や浄水処理等の事項を包括的に把握・評価し、それらを重点的に管理する手法を定めた計画であり、この計画を策定・実行することで、皆さまにお届けする水道水の安全性の確保向上を図る。

ミスト装置 水道水を特殊なノズルで微細な霧にして噴出し、水を効果的に気化させ、その気化熱が周囲の熱を奪う現象を利用し、周辺気温を下げる装置のこと。

有収率 お客さまが使用された水の総量のことを有収水量といい、これが水道料金収入の対象となる水量になる。一方、ご家庭等から排出された使用料収入の対象となる汚水の量を有収汚水量という。年間の給水量（汚水処理水量）に対するこの有収水量（有収汚水量）の割合を有収率という。この有収率が高ければ効率が良いことになり、給水や下水の処理に当たって無駄がないか、施設の稼働状況が収益につながっているかどうかを確認することができる。

要監視項目 人の健康の保護及び水生生物の保全に関する項目で、環境基準ではないが、公共用水域での検出状況を監視するように努めるべき物質であると環境省が設定したもの。

連結財務諸表 企業会計において、グループ企業の経営状況をより明確にするため、独立した 2 つ以上の会計の財務諸表を連結して作成すること。独立した会計の資産・負債・損益等を合算したものから会計間の取引を控除することにより外部の収入及び支出が明らかになる。

連絡幹線配水管 異なる給水区域の配水幹線をつなぐ水道管のこと。水道水の給水を融通し合うことができる。一方の浄水場が事故等で給水できなくなった場合等に、もう一方の浄水場から給水ができるように整備を行っている。

E M S（環境マネジメントシステム）事業者等が、その経営の中で、自主的に環境負荷（地球温暖化、廃棄物の大量発生、生態系の破壊等）低減に向けた取組を推進するための仕組み（体制・手続等）のこと。

K Y O M S（京都市役所環境マネジメントシステム）京都市役所の“K Y”と、オリジナルの“O”とマネジメントシステムの“M S”をくみあわせ「K Y O M S（キョウムス）」と呼んでいる。

O J T 上司や先輩が職務を通じて、部下・後輩へ仕事に必要な知識・技術・態度などを指導・教育する方法のこと。

水道施設維持負担金制度（仮称）の創設に関する市民意見募集結果について

京都市上下水道局では、水道水と地下水を混合して利用する「地下水利用専用水道」の利用者と一般の水道使用者との負担の公平性を図ることを目的とした「水道施設維持負担金制度（仮称）」の創設を検討しています。

この度、これまでの市会からの御意見や、平成28年3月に京都市上下水道事業経営審議委員会から提出された「京都市の地下水利用の在り方等についての意見書」を踏まえ、水道施設維持負担金制度（仮称）を創設することについて、市民の皆様から頂いた御意見を取りまとめましたので、以下のとおり報告します。

1 市民意見募集の結果

(1) 意見数

124通（349件）

(2) 主な意見内容及び本市の考え方

別紙1のとおり

(3) 募集期間

平成28年9月15日（木）～10月14日（金）

(4) 募集方法

- ア 上下水道局各営業所、お客さま窓口サービスコーナー、給水工事課、琵琶湖疏水記念館、市役所案内所、各区役所・支所・出張所、保健福祉局医務衛生課、各区保健センターでの意見募集リーフレット別紙2の配布
- イ ホームページ「京都市情報館」への上記リーフレットの掲載

2 市民意見募集の趣旨

京都市では、近年、ホテルや商業施設等において、水道水と地下水を混合して利用する「地下水利用専用水道」の導入が進む中、新たな課題が生じています。

地下水利用専用水道の使用者は、地下水が利用できなくなる場合に備え、不足分を水道水でバックアップできるように、施設規模に見合った給水管を接続していますが、通常時には、施設規模に対して少量の水道水しか使用しないため、水道施設の維持管理に係る経費の負担が適正でなく、他の使用者との公平性を欠く状況にあります。

こうした現状を踏まえ、将来にわたって水道施設を維持していくことができるよう、地下水利用専用水道の使用者の負担の適正化を図り、一般の水道使用者との間における負担の公平性を確保することを目的とした「水道施設維持負担金制度（仮称）」を創設することについて、広く市民の皆様御意見を募集しました。

3 今後のスケジュール（予定）

平成29年 2月市会	条例改正案を提案
平成29年度中	改正条例の施行

水道施設維持負担金制度（仮称）の創設に関する市民意見募集結果

【総括表】

市民の皆様の御意見	
1 総括的な意見	139件
2 地下水利用専用水道の課題に関する意見	12件
3 水道事業に係る経費に関する意見	22件
4 制度の内容に関する意見	99件
5 既存事業者への経過措置に関する意見	11件
6 その他の意見	66件
合 計	349件

1 総括的な意見

主な意見内容	意見に対する本市の考え方
<p>水道施設は生活に不可欠なライフラインであるため、普段から使う、災害時にしか使わない等にかかわらず市民が公平に負担することに問題はない。</p>	<p>将来にわたり市民の皆様へ安全・安心な水道水を提供するために、水道施設の維持管理に係る経費を適正に負担していただくことを目的として、「水道施設維持負担金制度（仮称）」（以下「本制度」といいます。）を導入しようとするものです。</p>
<p>水道料金の基本料金の値上げであれば理解もできるが、使用もしていない水量に負担金を課するという本制度の条例化には反対である。</p>	
<p>地下水利用専用水道を設置している事業者は企業努力で投資をしているため、丁寧な説明が必要である。</p>	<p>本制度の導入の際には、改めて丁寧な説明や周知に努めてまいります。今後、パブリックコメントや既存の対象者の皆さまから頂いた御意見を踏まえて、本制度の具体的な内容を検討してまいります。</p>
<p>地下水利用専用水道の課題や、本制度が検討されていること自体が、十分周知されていないのではないかと。</p>	
<p>使用者数や水量の面からは、地下水利用専用水道の占める割合は大きくないと思われるが、本制度の創設は必要なのか。</p>	<p>地下水利用専用水道の導入による影響は有収水量の減少量の約1割程度と推計していますが、全使用者数（約77万件）に対する地下水利用専用水道の設置件数（58件）の割合を踏まえると、看過できないものと考えています。</p>
<p>水道事業の減収の要因を、地下水利用専用水道の増加と断定できるのか。</p>	
<p>平成13年の水道法改正により国が地下水利用専用水道の設置を承認し、京都市でも設置を認めているのに、今回地下水利用専用水道使用者に負担増を求めるのは、水道法改正の目的効果を阻害するものであり、行政上の信義則に反する。</p>	<p>平成13年の水道法改正の趣旨は以下の2点であり、地下水の利用や専用水道の使用の促進を目的としたものではないことから、本制度の創設が法改正の趣旨に抵触するものではないと考えています。</p>
<p><参考>平成13年の水道法改正の趣旨 水道事業者は、大半が中小規模の事業者（市町村）であり、水質等の管理体制が脆弱であることから、技術力の高い第三者に業務を委託して適正に管理を行うための規定整備を行う。 水道に起因する感染症の集団発生等を踏まえ、水道の安全性の向上を図るため、学校やレジャー施設など、利用者は多いが居住者が居ないために水道法の規制を受けていない水道を、専用水道として規制の対象とするための規定整備等を行う。</p>	

2 地下水利用専用水道の課題に関する意見

主な意見内容	意見に対する本市の考え方
<p>水道施設の維持に係る経費負担において、公平性が損なわれている。</p>	<p>水道法により給水義務を負う本市は、求められる水量に対応できるよう水道施設を維持管理する必要があります。</p>
<p>市民からすれば、地下水利用専用水道の使用者が本来負担すべき分まで負担させられていることになるため、早期の導入をお願いしたい。</p>	<p>しかし、地下水利用専用水道の使用者の多くは、通常時には、専用水道の水源として確保している水道水の水量に対して少量の水道水しか使用しないため、水道施設の維持管理に係る経費を水道料金から適切に回収できない状態となっています。</p>
<p>使用水量に応じて水道料金を支払っているが、これが不公平とは言えないのではないか。</p>	

3 水道事業に係る経費に関する意見

主な意見内容	意見に対する本市の考え方
<p>地下水利用により普段は少量の水道水を使い、バックアップ時には大量の水を使う地下水利用専用水道の使用者に対して、水道を維持するうえでの固定費の負担をしてもらうのは当然だと思う。</p>	<p>本制度は、本市が地下水利用専用水道の設置者の水源の確保に対して準備している水道施設の維持管理に必要となる経費を応分負担していただくものです。各事業者におけるコスト削減に向けた企業努力を否定するものではありません。</p>
<p>地下水利用専用水道を導入している企業は、コスト削減を考え、少しでも利用者利益に繋げる事を考えています。そのような企業に対してコスト負担を求める事が、市民生活の向上に寄与するとは思えません。</p>	

4 制度の内容に関する意見

(1) 制度の対象者について

主な意見内容	意見に対する本市の考え方
<p>地下水の大口使用者は他にもいる。 専用水道以外に地下水を利用し、水道水をバックアップに使用している施設があるのに、なぜ地下水利用専用水道の使用者だけに課金されるのか。</p>	<p>水道法上、本市のような水道事業者と専用水道の設置者は、「人の飲用に適する水」を供給する者として同じ位置付けであり、専用水道の設置者には、水源確保、水質管理から給水に至るまで水道事業者と同等の責任があります。</p>
<p>地下水を使用しない者の中にも、基本料金しか支払ってない使用者がいるが、対象とはならないのか。</p>	<p>水道水と地下水を混合して利用する地下水利用専用水道の使用者は、水源としている地下水の枯渇など不測の事態に備えるために、水道事業者（本市）の施設（水源）を利用しています。</p>
<p>学校や病院などの公益性の高い施設については、区別して考えてもいいのではないか。</p>	<p>本制度は、このような形で本市の水道施設を使用する者（地下水利用専用水道使用者）に対し、一般の水道使用者との間の負担の公正性を確保するため、水道施設の維持に必要な応分の負担を求めるものです。</p>
<p>地下水を利用する事業者のうち対象となるかどうかの判定を適正に審査し、不公平にならないようにしていただきたい。</p>	

(2) 負担金の額・算定根拠等について

主な意見内容	意見に対する本市の考え方
水道を半分使用すれば固定費を応分負担できることが理解できる。	負担金単価は、一般の水道使用者との固定費負担の公平性を確保するために新たに設定したものであり、経費の不足分を地下水利用専用水道の使用者に転嫁するものではありません。 なお、この負担金単価（1 m ³ 当たり143円）は、本市の現行の水道料金の算定根拠である「京都市上下水道事業中期経営プラン（2013-2017）」に掲げる財政計画の数値を用い、水道水1 m ³ に係る固定費の平均値として算定したものです。
負担金単価の根拠となっている従量料金から回収する経費を専用水道事業者のみに負担を強いることとなっていないか。	
負担金の設定の仕方の根拠が分からない。負担させるなら、定額でよいのではないか。	
負担金額が高額である。	本制度における負担金は、専用水道の使用者が本市の水道施設を使用して専用水道の水源を確保することに対する負担（施設の使用料）を求めようとするものであり、水道水を供給する対価としての負担を求めるものではありません。 なお、水道法施行規則では「水道の需要者が負担すべき費用がある場合にあっては、その金額が、合理的かつ明確な根拠に基づき設定されたもの」であれば、料金や給水装置工事の費用のほかにも負担を求めることが認められています（第12条の3第2号）。
使用していない水道水へ課金することは、法律違反とはならないのか。	

5 既存事業者への経過措置に関する意見

主な意見内容	意見に対する本市の考え方
<p>既存の地下水利用専用水道の使用者に対しては、設備等への初期投資回収を考慮して、本制度の適用時期に配慮してほしい。</p>	<p>既存使用者に対しては、経過措置を設けることで、可能な限り投資費用が回収できるような制度としていきたいと考えています。</p>
<p>コスト縮減に取り組んできた事業者としての努力を考慮してほしい。</p>	<p>経過措置の内容につきましては、皆様からの御意見を踏まえ、引き続き、検討を進めてまいります。</p>
<p>地下水利用専用水道の使用に当たって多額の設備投資をしており、本制度が導入されると、事業継続に影響を及ぼす可能性がある。</p>	
<p>既存使用者は、本制度の適用除外とすべきである。</p>	<p>既存使用者を適用対象外とすると、一般の使用者との公平性確保についての課題が解決されないだけでなく、新たに地下水利用専用水道を導入する事業者との間での不公平が生じることとなります。</p>

6 その他の意見

主な意見内容	意見に対する本市の考え方
<p>本制度の導入により、災害発生時の飲用水確保への影響はないのか。</p>	<p>災害時に必要な水を確保するための取組については、地域の皆様に御協力いただく「災害時協力井戸制度」の取組だけでなく、水道施設の耐震化など京都市による取組、また、市販水の備蓄や雨水の貯水など市民一人一人による取組を並行して進めることで、災害発生時の飲用水確保への対応は可能であると考えています。</p> <p>なお、「災害時協力井戸制度」については、災害時に地域の皆様の生活のための水（洗濯やトイレに使用する水）として井戸水を提供していただく制度であり、飲料用の水の提供を想定した制度ではありません。</p>
<p>市の「災害時協力井戸登録」を行っている使用者に対して、何らかの配慮はないのか。</p>	
<p>各都市で共通する地下水利用専用水道に関する問題点については、国への働きかけを進め、法整備を進めることが必要ではないか。</p>	<p>平成13年の水道法改正以降、全国の水道事業者の間でも地下水利用専用水道の増加が課題となっています。</p> <p>本市では、他都市と連携し、国に対して法整備等の要望を行ってきました。</p> <p>今後も、地下水利用専用水道に関する法整備が適切に行われるよう働きかけてまいります。</p>
<p>地下水利用を規制できないのか。</p>	<p>地下水採取を規制する法律として、「工業用水法」及び「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」がありますが、いずれにおいても京都市は規制対象区域となっておりません。</p> <p>また、民法上、「土地の所有権は、法令の制限内において、その土地の上下に及ぶ」と規定されており、地下水の使用権は土地の所有権に付従して存するため、土地所有者は自由にその水を使用することができるかと解されています。このため、条例によって地下水の利用を制限することはできないと考えています。</p>

水道水と地下水を混合して利用する 「地下水利用専用水道」の利用者を対象とした 水道施設維持負担金制度（仮称）の創設について 市民の皆さまからご意見を募集します。

京都市では、近年、ホテルや商業施設等において、水道水と地下水を混合して利用する「地下水利用専用水道」の導入が進む中、新たな課題が生じています。

地下水利用専用水道の利用者は、地下水が利用できなくなる場合に備え、不足分を水道水でバックアップできるよう、施設規模に見合った給水管を接続しています。水道法により給水義務を負う京都市は、それに対応できるよう配水管をはじめとする水道施設を維持管理する必要があり、その経費には水道料金収入を充当しています。しかし、地下水利用専用水道の利用者の多くは、通常時には、施設規模に対して少量の水道水しか使用しないため、水道施設の維持管理に係る経費の負担が適正でなく、他の使用者との公平性を欠く状況にあります。

こうした現状を踏まえ、将来にわたって安全・安心な水道水を市民の皆様に提供している水道施設を維持していくことができるよう、地下水利用専用水道の利用者の負担の適正化を図り、一般の水道使用者との間における負担の公平性を確保することを目的とした「水道施設維持負担金制度（仮称）」を創設するために、京都市水道事業条例を一部改正することを検討しています。

つきましては、水道施設維持負担金制度（仮称）の創設について、広く市民の皆さまのご意見を募集いたします。



京都市上下水道局



京都市上下水道局
マスコットキャラクター
ホテルの澄都(すみと)くん

京の水道水
世界最高水準

うるおいのしずく、あなたへ。

京都市上下水道局

1 制度導入の背景

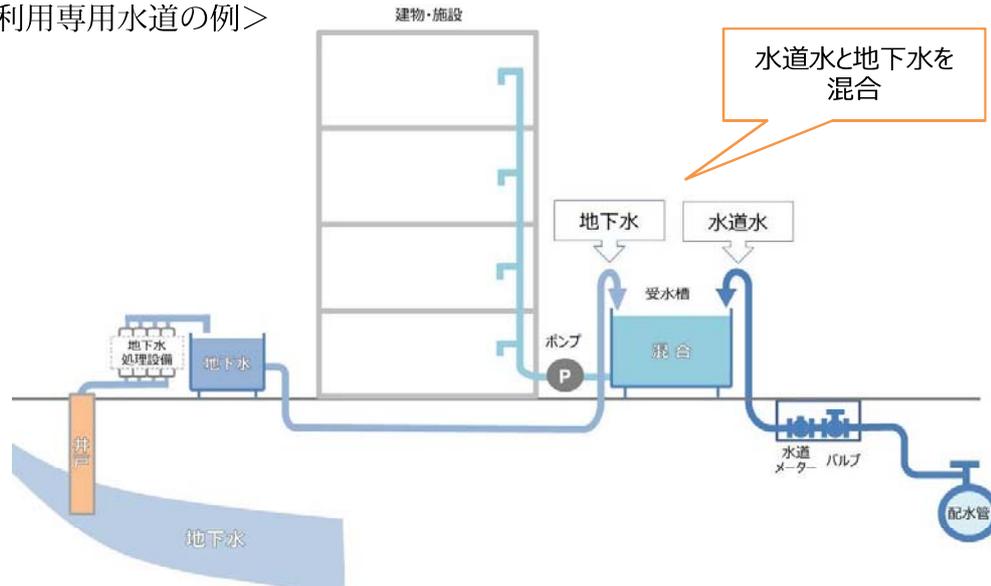
地下水利用専用水道とは？

◇ 地下水を水源として供給する専用水道（※）で、水道水と地下水を混合して供給する水道施設を「地下水利用専用水道」と定義します。

（※）次のいずれかに該当する自家用の水道（飲用に適する水として供給する施設）等（水道法第3条）

- ① 百人を超える者にその居住に必要な水を供給するもの
- ② その水道施設の一日最大給水量が 20 m³を超えるもの

<地下水利用専用水道の例>

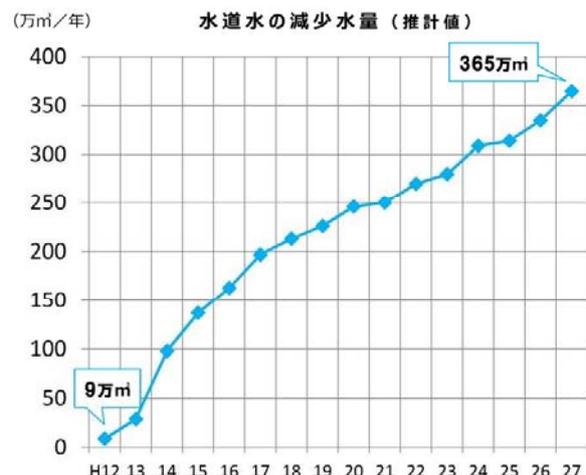
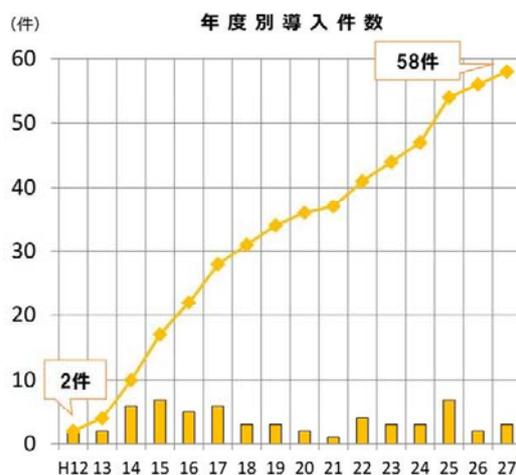


京都市内でも導入する事業者が増えているの？

◇ 平成13年の水道法改正（※）以降、コスト削減を主な理由として、全国的に地下水利用専用水道の設置が拡大しており、京都市においても、平成27年度末時点で58者（ホテル、病院、商業施設等）が設置しています。

（※）規制緩和により、専用水道の管理に関する業務を民間業者等に委託することが可能となった。

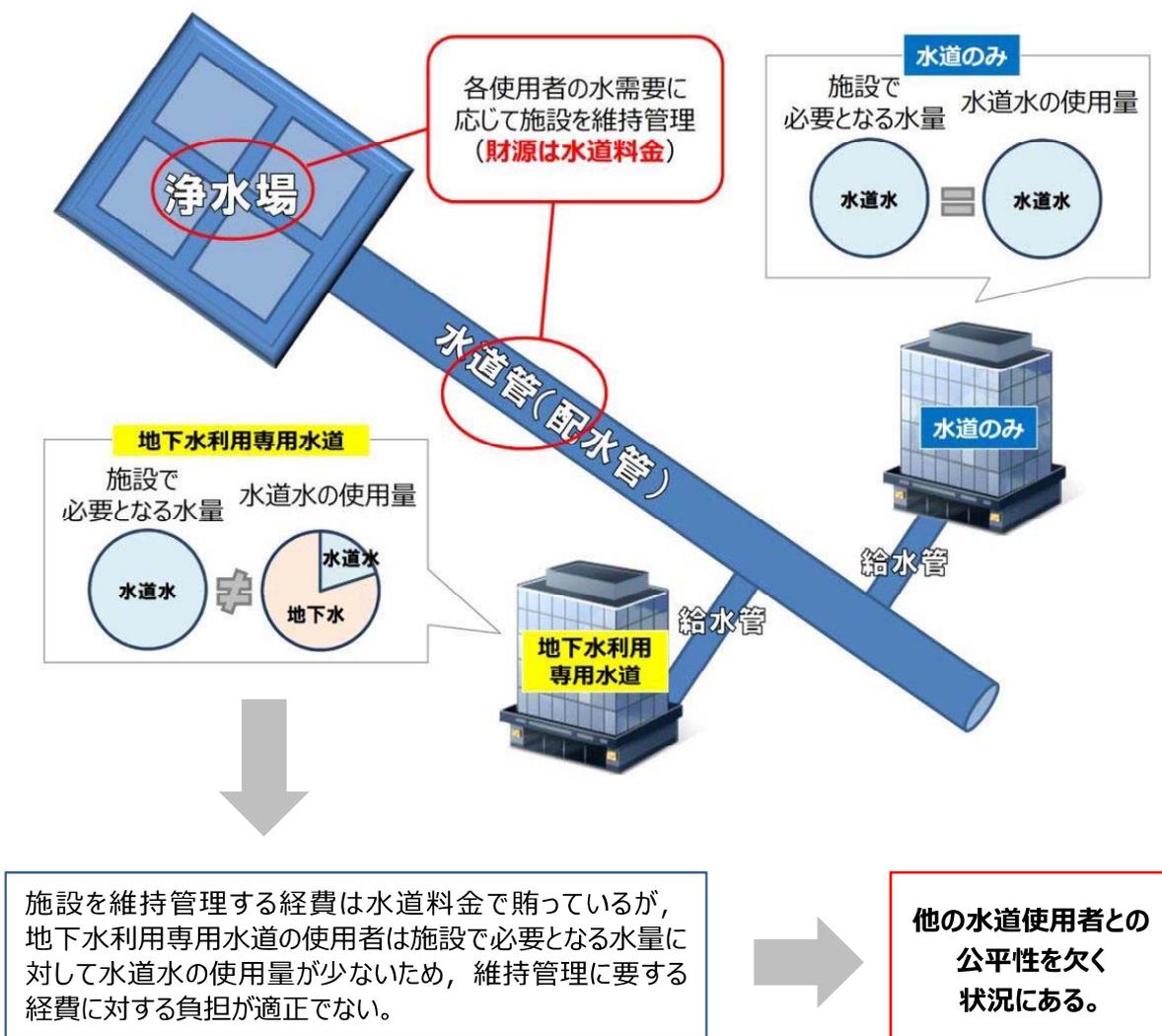
◇ 地下水利用専用水道の導入による水道水の減少水量は、平成27年度末時点で年間365万m³と推計しており、京都市全体の水道水の使用量（平成27年度の有収水量）の2.2%に相当します。



地下水利用専用水道にはどのような課題があるの？

- ◇ 地下水利用専用水道の利用者は、地下水が利用できなくなる場合に備え、不足分を水道水でバックアップできるように、施設規模に見合った給水管を接続しています。
- ◇ 水道法により給水義務を負う本市は、それに対応できるように配水管をはじめとする水道施設を維持管理する必要があり、その経費には水道料金収入を充当しています。
- ◇ しかし、地下水利用専用水道の利用者の多くは、通常時には、施設規模に対して少量の水道水しか使用しないため、水道施設の維持管理に係る経費の負担が適正でなく、他の水道使用者との公平性を欠く状況にあります。

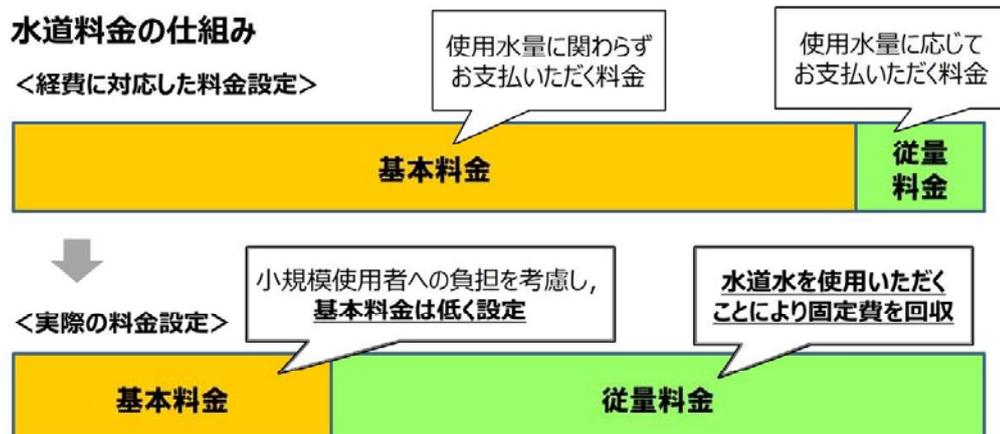
<地下水利用専用水道の利用者与其他の水道使用者との間での不公平>



使った分の水道料金は払っているのだから問題はないのでは？

- ◇ 水道事業にかかる経費は、使用水量に関わらず必要となる経費（固定費）と使用水量に応じて必要となる経費（変動費）から成り、固定費が全体の95%を占めています。
- ◇ 経費を賄う水道料金は、使用水量に関わらずお支払いいただく「基本料金」と使用水量に応じてお支払いいただく「従量料金」で構成していますが、固定費の全額を基本料金に配分した場合、基本料金が著しく高額となることから、一般家庭等の小規模使用者への負担を考慮し、従量料金に固定費を配分することで、水道水を使用いただくことにより固定費を回収する仕組みを採っています。
- ◇ このことにより、施設規模に対して少量の水道水しか使用しない場合、固定費が回収できないため、経費に対する負担が適正ではありません。

<水道事業にかかる経費に対する負担>



2 水道施設維持負担金制度（仮称）

水道施設維持負担金制度（仮称）はどのような内容なの？

1 制度創設の目的

- ◇ 将来にわたる水道施設の維持のための負担の適正化を図ることにより、「地下水利用専用水道の使用者」と「一般の水道使用者」との間の公平性を確保する。

2 制度の概要

① 制度の対象者

- ◇ 地下水利用専用水道（⇒地下水を水源として供給する専用水道で、水道水と地下水を混合して供給する水道施設）の使用者を対象とします。

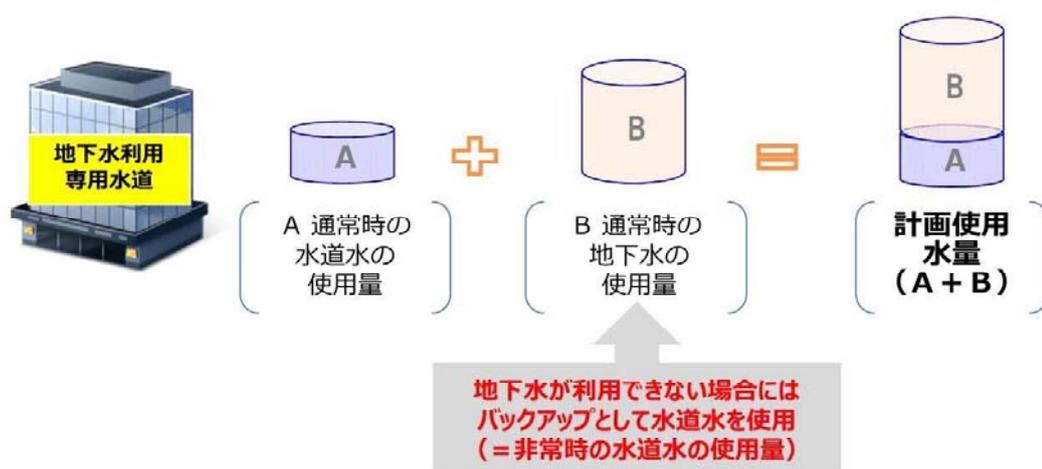
② 届出事項

- ◇ 地下水利用専用水道の使用者は、固定費の適正な負担及び水道水の水質の適正な管理の観点から、水道水と地下水の計画使用水量や、施設の図面等、必要事項を上下水道局に届け出るものとします。

③ 計画使用水量の認定

- ◇ 地下水利用専用水道が設置されている施設における、通常時の使用水量（水道水の使用量と地下水の使用量の合計）を、負担金算出の基準とし、計画使用水量として上下水道局が認定します。

<計画使用水量>



3 既存事業者への経過措置

既に地下水利用専用水道を設置している事業者に対しての配慮は？

- ◇ 既に地下水利用専用水道を設置している事業者に対しては、設備投資を行っていること等に配慮し、経過措置期間を設けます。

【経過措置の内容（案）】

- ① 免除期間（負担金を免除する期間）
- ② 軽減期間（負担金額を軽減する期間）

（参考）これまでの経緯

1 市会での付帯決議（平成23年3月）

- ◇ 地下水利用専用水道の設置が拡大する中、平成23年3月の「平成23年度京都市水道事業特別会計予算」の議決時に、全会派一致で「地下水の専用水道については、より適切な対策を目指して負担金徴収等料金制度の在り方等とも併せて十分な検討を行うこと」との付帯決議が付されました。

2 水道料金改定（平成25年10月）

- ◇ 平成25年10月の水道料金改定において、大口径（50～200mm）の基本料金と基本水量を引き上げ、水道水の使用が少量であっても、基本料金で一定の負担がなされるよう見直しを行いました。
- ◇ これにより、水道水の使用を促すとともに、固定費に対する負担を一定確保しましたが、現行の水道料金制度の枠組みを超えた負担金制度等の導入について、引き続き検討を進めることとしました。

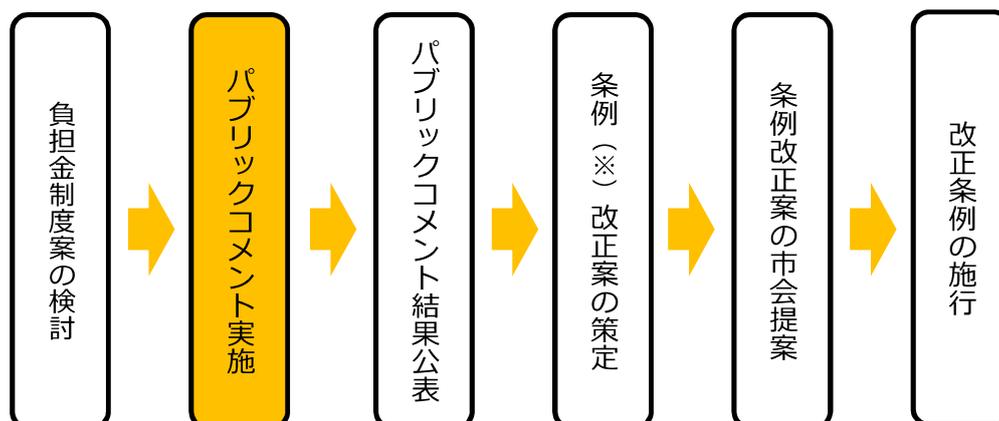
3 京都市上下水道事業経営審議委員会からの意見書の提出（平成28年3月）

- ◇ 平成25年9月に設置した「京都市上下水道事業経営審議委員会」において、地下水利用専用水道対策を個別課題として位置付け、専門部会を設置し、京都市の地下水利用の現状や課題についての認識を深めるとともに、水道事業における経費の公平で適正な負担の在り方について検討を進めてきました。
- ◇ 平成28年3月にこれまでの審議を取りまとめた「京都市の地下水利用の在り方等についての意見書」が提出され、「既存の料金制度とは別に、固定費である水道施設維持経費を新たに負担する制度の導入を検討することが必要である」との提言がされました。

京都市上下水道事業経営審議委員会・専門部会における審議内容、「京都市の地下水利用の在り方等についての意見書」については、京都市上下水道局のホームページで公開しています。

- 京都市上下水道局トップページ⇒上下水道局の紹介⇒経営情報⇒審議委員会⇒[京都市上下水道事業経営審議委員会](#)

4 今後の予定



(※) 京都市水道事業条例

5 ご意見の募集内容及び応募方法

募集内容

「水道水」と「地下水」を混合して利用する地下水利用専用水道の使用者を対象とした水道施設維持負担金制度（仮称）を創設することについてのご意見

募集期間

平成28年9月15日（木）から10月14日（金）まで（当日消印有効）

応募方法

郵送、FAX、持参又は電子メールでご応募下さい。

ホームページ「京都市情報館」のご意見送信フォームからも応募いただけます。様式は自由ですが、必要に応じて「ご意見記入用紙」をお使い下さい。

提出先・問い合わせ先

京都市上下水道局総務部経営企画課

【住所】 〒601-8004 京都市南区東九条東山王町12

【電話】 075-366-5251

【FAX】 075-682-2711

【メール】 pb.keiei@suido.city.kyoto.lg.jp

その他

意見募集の結果は、ホームページ「京都市情報館」において、公表を予定しております。（個人情報とは公開しません。）

なお、お寄せいただいたご意見等に対する個別の回答は致しませんので、あらかじめご了承ください。



パブコメくん

上下水道局太秦庁舎（新庁舎）店舗スペース出店事業者の決定について

上下水道局太秦庁舎（山ノ内浄水場跡地に建設中の新庁舎）における店舗スペース出店事業者の募集結果について、以下のとおり報告します。

1 概要

上下水道局では、右京区の山ノ内浄水場跡地北西部用地において、市内北部エリアにおける当局機能の集約と市内西部地域を所管する営業所の再編により、市民サービスの向上、経営の効率化の一層の推進を図るため、新庁舎（以下「太秦庁舎」といいます。）の整備を進めています。

この度、太秦庁舎の開庁とともに、地域の魅力あるまちづくりや地域住民の利便性の向上に貢献できる出店事業者を公募型プロポーザルにより募集し、選考した結果、下記のとおり決定しました。



2 出店事業者の概要

(1) 事業者名及び代表者名

ア 株式会社ファーコス 代表取締役社長 島田 光明

イ 株式会社元廣 代表取締役社長 元廣 哲也

2者によるグループ提案（共同提案）

(2) 主たる事業

ア 株式会社ファーコス

薬局経営、医薬品製造、医薬品・医療用具・衛生用品・介護用品の販売等

イ 株式会社元廣

繊維事業、外食事業、ライフスタイル事業、ケミカル事業、海外事業等

3 主な提案内容

(1) 出店名（業種及び出店区画）

ア 株式会社ファーコス

ファーコス薬局（保険薬局，C区画）

イ 株式会社元廣

かつ井玄（とんかつ屋，A区画）

マルモベーカリー（パン屋，B区画）

出店区画の詳細については、裏面参考2（店舗区画図）参照

(2) 年額提案賃料（共益費は除く，税込）

19,572千円（2社の合計）

4 事業者の選定方法

提出された応募書類により応募資格等を審査のうえ、事業者候補選考会議を開催して提案された内容に関するプレゼンテーション等の審査を行い、選考委員協議のうえ、決定しました。

5 契約期間

平成29年6月(予定)から平成39年3月31日まで

6 今後の予定

平成28年12月	予約契約締結
平成29年6月まで	本契約締結
平成29年6～7月	店舗開業
平成29年7月	太秦庁舎開庁

<参考1> 選考の概要

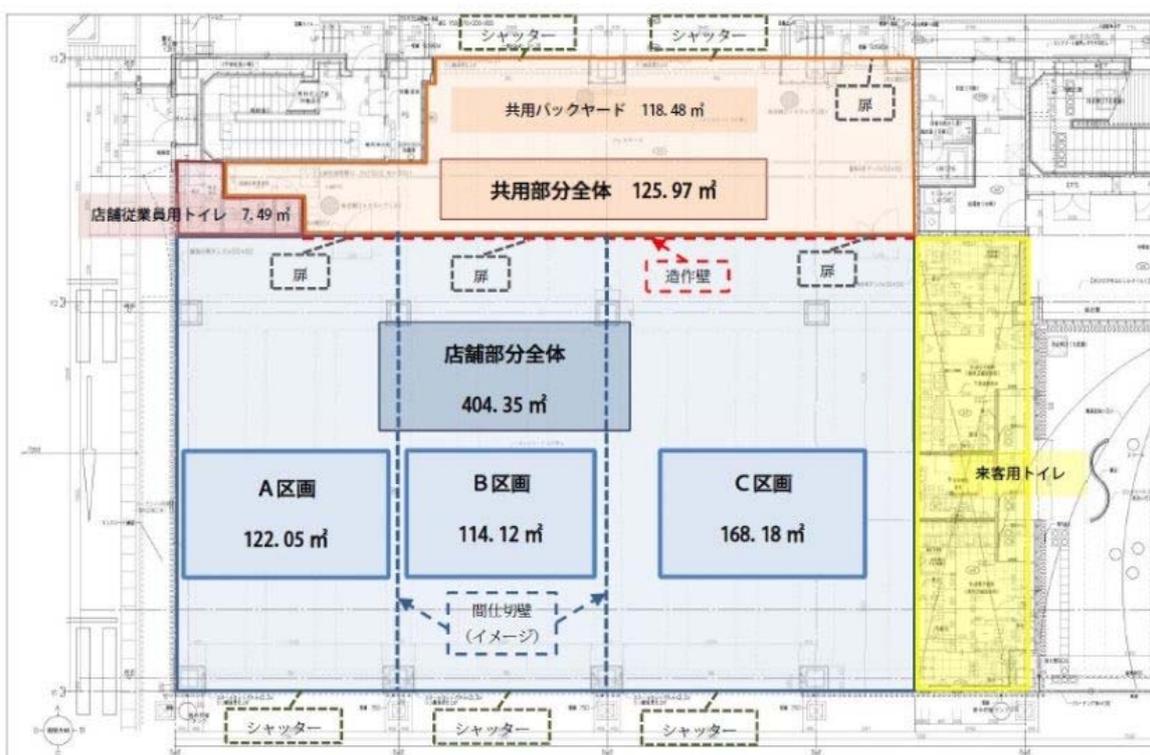
選考結果

事業者	評価(120点満点)	希望店舗区画
株式会社ファーコス,株式会社元廣	選考 102.75点	A+B+C
株式会社ファルコファーマシーズ	落選 95点	A
シミズ薬品株式会社	〃 90.5点	A+B+C
株式会社阪神調剤薬局	〃 75点	C

選考委員

氏名	役職等
鈴川 和哉	京都リサーチパーク株式会社営業開発部長 一級建築士
山田 陽子	山田陽子事務所所長 公認会計士・税理士
辻本 尚子	株式会社みやこ不動産鑑定所代表取締役 不動産鑑定士・税理士
高岡 宏行	京都市右京区自治会連合会会長
日下部 徹	京都市上下水道局総務部経営政策担当部長

<参考2> 店舗区画図



「琵琶湖疏水通船復活」平成 28 年秋の試行事業について

平成 28 年 11 月に実施しました琵琶湖疏水船下り実行委員会主催の「琵琶湖疏水通船復活」平成 28 年秋の試行事業について、以下のとおり報告します。

1 事業趣旨

琵琶湖疏水の通船の復活は、明治期の先人たちが築き上げた貴重な産業遺産である琵琶湖疏水が市民生活や産業・文化を支えてきたという建設の意義を改めて認識いただくことや、大津市と京都市を繋ぐ新たな観光資源を創出することにより、琵琶湖疏水沿線の大津・山科・岡崎地域の更なる活性化の源となることに寄与する事業です。

平成 28 年秋の試行事業では、今春に引き続き、旅行会社等の協力を得て、通船を主としたツアーを企画し、実施しました。

また、疏水沿線地域の活性化につながるよう、山科乗下船場を活用したプランを加えるなど、工夫を凝らした試行事業を行うことにより、今後の通船事業の本格実施に向けた様々な可能性の追求を図りました。

2 事業主催

琵琶湖疏水船下り実行委員会（事務局：京都市上下水道局総務部経営企画課）

3 実施期間

平成 28 年 11 月 19 日（土）、20 日（日）、22 日（火）、23 日（水・祝）、25 日（金）、26 日（土）、27 日（日）〔計 7 日間〕

4 運航コース

大津～蹴上（約 60 分）、大津～山科（約 30 分）及び山科～蹴上（約 30 分）

（コース全体図）



5 ツアー企画の概要（抜粋） 全5社によるツアー企画・販売

出発	商品概要
東京	東京駅==京都駅==東福寺==伏見エリア観光==宿泊（ウェスティン都ホテル）==毘沙門堂==山科乗船場～[通船]～蹴上下船場==南禅寺==京都御所==二条城==京都駅==東京駅
京都	京都駅==大津乗船場～[通船]～蹴上下船場==南禅寺==昼食（豆狸・京風弁当）==金戒光明寺（特別公開）==京都駅

6 アンケート結果（うち、「満足度」について抜粋）

評価	満足	やや満足	普通	やや不満	不満	未回答	合計
人数	204人	44人	5人	0人	0人	1人	254人
割合	80.3%	17.3%	2.0%	0.0%	0.0%	0.4%	100%

7 上り便試乗

狭い水路の流れに逆らって進む上り便は高度な操船技術を要することから、これまでの試行事業の中で旅客を乗せずに回航を繰り返して技術を高め、安全に上り便を行うためのノウハウを蓄積してきました。

今回の事業の訓練期間において、本格事業化に向け多様な運航形態を検証するため、京都市長と大津市長が上り便に初乗船する機会を設けました。



乗船時の様子

8 その他

滑り止め付きタラップの設置，船内への手すり設置，船の現在位置を正確に把握するためのウェブカメラの活用，豎坑からの落水防除シートの改善，通路の落ち葉除去，運航に係る動作の統一等の安全対策を実施しました。

琵琶湖疏水沿線地域の更なる活性化に寄与するため，沿線地域で実施されたPR事業「秋の琵琶湖疏水 明治ロマンの道ウォーク」との連携を図りました。

9 事業総括

これまでの試行事業を通じての最も大きな課題は採算性の問題であり、今後、課題克服に向けて、試行事業を継続しながら上り便の検証を進めるとともに、船舶の新造に向けた資金調達を行います。

また、持続的に事業を実施するための新たな運営主体の確立について、関係者間で議論を深め、平成30年度からの本格事業へと繋げていきます。



本圀寺付近

平成28年11月9日(水)から11日(金)まで公益社団法人日本水道協会主催の平成28年度全国会議及び一般社団法人日本水道工業団体連合会主催の水道展を、京都市にて開催しましたので、以下のとおり報告します。

1 日本水道協会平成28年度全国会議(総会・水道研究発表会)

- (1) 概要 水道の功績者への表彰，会員提出問題の討議を行う総会
水道事業者，国及び国の研究機関，大学，業界等の研究者が
日頃の研究成果を発表する水道学会としての水道研究発表会 等
- (2) 会場 ロームシアター京都メインホール：総会，シンポジウム
京都市勧業館「みやこめっせ」：研究発表会，水道展
Kokoka 京都市国際交流会館：国際水道フォーラム
- (3) 参加者数 来賓82名，会員等3,296名(過去最多)

2 会議の内容

(1) 総会：11月9日(水)

開会式，水道功績者への表彰等。また，全国から集まった会員提出問題(「水道事業に対する財政支援の拡充や要件の緩和」，「地下水利用等による専用水道に係る法整備及び対応」など)の討議もされました。討議結果について，12月1日(木)に開催された日本水道協会平成28年度第3回運営会議において，国に陳情活動を行いました。



(2) シンポジウム：11月10日(木)午前

テーマ：「大規模地震等災害へ備えるために
～強靱と連携～」

パネリスト：厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部水道課水道計画指導室長
仙台市水道事業管理者，
熊本市上下水道事業管理者
京都市上下水道局技術長



(3) 国際水道フォーラム：11月10日(木)午後

テーマ：「持続可能な水道事業に向けて
各国における人材育成の取組」

共催：厚生労働省等
(アメリカ水道協会など海外8団体を招聘)



(4) 研究発表会：11月9日(水)～11日(金)

水道事業者，国及び国の研究機関，大学，
産業界等の水道関係者が，8つの分科会場で
日々の業務や最新の研究成果を発表
(発表件数450件は過去最多)



(5) 水道展：11月9日(水)～11日(金)

水道関連企業123社が出展する展示会が
併設，最新の水道機材等を展示・紹介



3 京都市における独自の取組

(1) 本市プロジェクトチームによる取組

- 京都市上下水道局に，当局若手職員で構成するプロジェクトチーム
「MIYAKO PROJECT」を立ち上げ，次の活動を実施
- ア 研究発表会において，発表件数の目標の実現に向けた研究活動
(目標：20件 結果：過去最多25件)
- イ 京都らしい全国会議にするために，視察コースや各種おもてなしの企画



(視察コース)



(京都市紹介コーナー)



(資料袋)

- (2) 全国会議大学生等参加支援制度 学生のまち京都の特色を生かして
全国会議の地元開催を機会に，学生等若い世代にも幅広く水道への関心を高め，
将来の水道事業を担う人材の育成を目的に，全国会議への参加費助成を実施

実施主体	日本水道協会京都府支部(事務局：京都市上下水道局)
対象	京都府下の大学の学生，工業高等専門学校及び工業高校の生徒
参加者数	大学生・大学院生：49名，高専生44名，高校生45名



また，助成制度を利用して参加のあった京都大学・立命館大学・舞鶴工業高等
専門学校・洛陽工業高校・伏見工業高校の学生・生徒について，職員が，水道展
を御案内し，参加者・企業の双方から好評を頂きました。